

精神鑑定ノート

刑事事件の精神鑑定事例からみた 精神障害と犯罪との関係に関する考察(2)

原 田 正 純

要約

精神病の刑事事件でその責任能力が問われた精神鑑定について考察を続けている。今回は精神分裂病の例で責任無能力の3症例を述べた。今回は精神分裂病で責任能力がありと判定された3例を述べて考察する。

第1例：53歳の男性。殺人事件。妄想型の分裂病で長期にわたり嫉妬妄想をもち続けていた。しかし、日常生活は外見上普通に見え、生活の支障がなかったために異常に気付かれなかった。しかも、荒唐無稽な非現実的な妄想でなく、10年も心に秘めていた。そしてついに妄想の相手である人をいきなり刺し殺した。しかし、日常生活に支障がなく、長いこと抑制することができていたこと、犯行が冷静・計画的であったことによって責任能力があるとされた。このような秘めたる妄想の場合予見することが難しいことを示した。

第2例：35歳の男性。殺人未遂事件。分裂病であったが治療によって犯行時は寛解していたために責任能力があるとされた者である。暴力団員であるが環境によって症状が悪化した。その暴力団によって犯行は利用されたのであり、本人はあくまで冷静であった。現在は精神的および薬物治療によって症状が改善されるために、そのような時期の犯行は責任能力があることがある。同時に社会での受入れ状況（環境）が犯行と関係あることを示していた。

第3例：28歳時に強姦、29歳時に業務上過失致死（交通事故）で起訴された。本人は精神分裂病に罹患していたと認められ措置入院したが、非典型的な症状で性格異常という意見もあった。犯行は強姦事件の場合は冷静で計画

的であった。交通事故は不注意であって、いずれの場合も精神症状が寛解期におこしたものであった。したがって、二度とも同じ鑑定人に鑑定されたがいずれのものも犯行と精神症状との間に直接関係がないと考えられた。そのために責任能力があると判定された。

これらの例は犯行時精神症状が著明でないために犯行の動機や犯行の経過、その計画性などによって責任能力の有無が判定された。精神病であれば全て責任がないとする考えに対して精神分裂病であっても個々の症状の程度と事件の内容によって異なることを示した。また、このような場合、犯行を予見し予防することはやや困難で、環境（家庭や地域）に左右されることを示した。

まえおき

今回は59例の精神鑑定例の中から精神分裂病に罹患しており、その症状(主として妄想)のために事件をおこし、責任能力が問えないと判断した3例の精神鑑定書を検討した。責任能力がないという場合、患者はしばしば救いを求めるシグナルを送っており周囲がそれを受け止めなかったためにおこっており、予防可能であることを指摘した。(社会関係研究第8巻第2号、2002年2月)今回は精神分裂病に罹患しているが責任能力ありと判断した例を検討してみる。その判断が正しかったか、どうすればよかったか考察する。

(注：精神分裂病は統合失調症と病名を変えた。しかし、ここでは以前の鑑定書のためにそのまま使用することにした)。

鑑定例4 長期にわたり嫉妬妄想をもち続けて犯行の予見できなかった事例 鑑定書

私は昭和55年12月10日、〇〇地方検察庁宮本一郎(仮名)検察官検事より清水茂(仮名)に対する殺人・銃砲刀剣所持等取締法違反被疑事件について、上記事項の鑑定を囑託された。

嘱託事項

1. 被疑者の精神的疾患の有無（過去および現在）について
2. 被疑者の精神的疾患の病名、病状、発病時期及びその後の経過等について
3. 被疑者の精神的疾患と本件との関係及び本件犯行当時（昭和55年11月22日）における被疑者の精神状態（是非善悪を弁別し、これに従って行動する能力の有無）について
4. 被疑者の現在の精神状態

よって鑑定人は被疑者を、昭和55年12月27日、昭和56年1月8日、同年1月10日、同年1月17日、同年1月29日、〇〇市A町、〇〇拘置所において、精神神経学的診察および経過観察を行い、さらに同年1月23日、熊本大学医学部附属病院心理実験室において、各種心理テスト、脳波検査を施行した。また、同年1月21日には被疑者妻の清水和枝（仮名）、姉の清水ハル（仮名）の兩人から、被疑者のことに関して聞き取り調査を行い、さらに本件一件書類を検討し、本鑑定書を作成した。

私の鑑定した被疑者は下記の通りである。

本籍地・現住所 （略）

清水 茂

昭和2年10月4日生（53歳）

職業 養豚業

被疑者の犯罪は、検察側の犯罪事実によると下記の通りである。

犯罪事実

被疑者は、

- 第一 妻和枝と、伊藤耕一（仮名）（当時58歳）が情交関係にあったと邪推し、かねてより、左伊藤に対し恨みを抱いていたものであるが、昭和55年11月22日午後6時頃、自宅で飲酒しているうち、右伊藤に対する憤怒の情を押さえきれなくなり、同人を殺害しようと決意し、同日午後7時頃、

刃体の長さ14.9センチメートルの骨スキ様包丁を準備して、〇〇郡B町大字〇〇内52番地の1、伊藤方に至り、同所において、同人に対し、「今日は命をもらいにきた。」「和枝が世話になったな。」などと申し向け、所携の骨スキ様包丁で、同人の左側胸部両下腿部等、計13ヶ所を突刺し、よって、同日午後7時10分頃上同所において、上刺創等により失血死させて殺害し、

第二 前期第一記載の日時・場所において、業務その他正当な理由がないのに、刃体の長さ14.9センチメートルの骨スキ包丁様の刃物を携帯したものである。

鑑定記録

一、家族歴

同胞6人中第4子。二子をもうけた（そのほか略）。

一、生活歴

B小学校、B尋常高等小学校を卒業。成績は上であったと被疑者はいう。B町で大工修業を3年。その後A市に来て仕事を求めて転々居住しながら大工をしていた。昭和33年（31歳）に第1回目の結婚。2～3週間で離婚した。この女性に男がいたのが理由であったという（実姉清水ハルも同様証言）。父が死亡した昭和34年に本籍地に帰り、昭和35年に現在の和枝（昭和4年生）と結婚した。B町からA市に大工の仕事に通っていた。昭和47年5月1日、〇〇郡B町で交通事故（自動車同士）に遭い、B町の山田病院（仮名）に5月30日まで入院した。その後11月頃まで仕事をしながら通院していた。大工の仕事が外傷後遺症のためうまくいかないので、大工の仕事を48年6月にはあきらめて、養豚業を始めた。その規模は70～80頭で年収140万円位。

財産は14坪の住居と80坪の豚舎、土地（畑も含めて）一反半位がある。

一、犯罪歴

昭和22年12月20日、傷害で罰金2000円の刑を受けている。この件について被疑者は20歳ぐらいの時喧嘩をして相手をけがらせて罰金を払ったこと

を覚えているが、いつか忘れてたと述べている。

一、現病歴

出生時・幼児期に著明な疾患に罹患したとは聞いていない。27、8歳の頃虫垂炎の手術をした以外にとくに病気になったことはなく、風邪をひいても病院を受診したことはない。

昭和47年4月10日、軽トラックを運転中に左側面から乗用車が衝突してきて横転し、右肩左腕打撲、頸椎捻挫（むち打ち）で3週間入院し、その後は通院治療を受けた。

現在も仕事をするとう右腕の拍動性疼痛、腰痛および左臀部から下肢（膝まで）が引っぱるような痛みなどが持続しているが、治療費を現金で支払わなければならないようになったので治療をやめて我慢している。

町の検診（昭和49年）などではは血圧その他異常なしということであった。

一、飲酒暦

27、8歳頃から飲酒をはじめ、結婚してから晩酌をするようになり、現在は日に焼酎2合平均飲んでいて。酔ったときに記憶がないことや、帰れなかったこと、喧嘩したことなどはなく、酒癖は自分でいい方と思うと述べる。タバコは日に10本位。覚せい剤やその他の薬品の嗜癖もない。

一、現在症状

(1) 身体症状

体格は中等度・やや筋肉質・ずんぐり型。体重50キロ、身長150.6センチ。

血圧は最高130—74ミリ水銀柱。胸部、腹部に打聴診上の異常を認めず。肝腫大も認められない。言語明瞭。脳神経に異常所見を認めず。歩行、立居振舞に粗大な障害は認められない。筋緊張、腱反射も正常。入墨、注射痕、指つめなどみられず、身体的、神経学的に異常を認めない。

(2) 表情および診察時の態度

緊張し・表情はやや硬い。しかし、礼儀は正しく、言葉使いは慎重で丁寧。周囲に対する配慮もみられ、対人反応はよく保たれている。でたらめ

な供述やいい加減さ、投げやりなどの態度もみられない。鑑定期間中、感情や気分の激し変化は認められない。しかし、話題が問題の核心（妻の浮気）に触れると急激に険しい目つきになり、感情激しく言葉に力がはいる、何をするかわからない不気味さと恐怖感を漂わせるのがみられた。その話題に触れなければ、全く常人と変るところがないとの印象を与える。

(3) 知的機能

(i) 見当識障害はない。すなわち、月日、場所、時間、方向など障害されていない。

(ii) 記銘力、記憶力にも障害はみられない。(以下略)。

(iii) 計算力は、2、3の勘違いはあるが計算は早く、障害は認められない。(以下略)。

(iv) 一般的常識はやや貧困であるが、興味や関心と関係あるものと思われる。

(アメリカの首府は)「ワシントン」(○)

(中国の首府は)「上海」(×)

(スエズ運河は)「イランの近く」(×)

(ゴムは何からとるか)「樹木の汁」(○)

(世界で石油の産地)「イラン、イラク、アメリカ」(○)

(ガソリンは)「石油」(○)

(ベトナムとはどこか)「中国との境——」(△)

(オリンピックの発祥地は)「———」

(公害とは)「豚でいえばし尿とか、工場廃水のこと」(△)

(イギリスの首相は)「サッチャー首相」(○)

(弘法も筆の誤りとはどうゆうことか)「よく知っても失敗することがある」(○)

(これに似たことわざを知らないか)「猿も木から落ちる」(○)

(v) 判断理解は表面的で機械的ではあるが、粗大な障害とは判断されない。(以下略)。

(4) その他の精神症状

(i) 自覚症状

(体の調子はいかが)「いい」

(ねむれないことはないか)「酒を飲んで寝ていたのでねむれないことはなかった」(頭痛とかぼーっとすることは)「ありません」(食欲がないことは)「ありません」(痛いところはないか)「事故をしてから首のまわり、腕などがときに痛い。事故の前は腰痛があった」

(ii) 気分や異常体験

(気分が沈んで憂うつになることは)「何回かあった」

(たとえば)「結婚してからこっち、仕事がうまくいかんことがあったとき落ちこむことがあった」

(月に何回とか年に何回とか)「そんなにあることはない。年に一回くらい」(人の視線が気になることは)「なかった」

(人があなたをいじわるしたり、あてつけすることは)「なかった」

(人が噂しているような気がしたことは)「1回か2回は聞いたことがある」(人の声が聞えてくるようなことは)「なかった」

(自分が自分でないような気がしたことは)「ありません」

(人からあやつられるような気は)「ありません」

(自分の考えが人に伝わるような気は)「それは時々あります」

(どういう意味か)「豚を売る場合にかげ引きはベテランにわかったりしていた。自分の考えは人にはわかっていた」

(豚を売るときだけか)「大工をしていたときはなかった。豚をやり出してからかげ引きが重要になってきていた」(テレパシーはないか)「ない」

(人の考えがわかるような気は)「豚さんの商売上のことではある」

(人から追いかけられたり、不安になったりは)「そういうこともない」

(あなたは病気か)「どこも全く悪くない」(精神的にもか)「はい」

(iii) 性格について

(自分の性格はどう思うか)「短気なところがある。一方では辛抱強い」

(明るい方か)「友達と接する場合は明るい方だと思います」

(気分が変りやすいか)「そんなことはない」

(こだわる方か)「いいえ、わりと忘れるのは早い」

(5) 被疑者以外の陳述

(i) 被疑者の妻、清水和枝(昭和4年1月12日生)は次のように述べる。

やさしい性格で、とくに子供に対しては非常にやさしく、叱ったこともないようだった。下の子が幼稚園にはいった頃、昭和45年か46年頃だったと思うが、1週間位むっつりして様子がおかしいと思ったことがあった。そして「男がおろうが」とか「よかこつばしてきたろうが」「夜中に外に出ていった」「男に会いに行ったりろうが」などといいだした。いい訳をすると暴力を振うようになった。何か月かして実家や仲人の奥さんに相談した。この年の8月はとくにひどかった。毎日酒をのみ、のんだら寝、酒にあけくれ。この様な状態が数か月続いた。一度、実家へ逃げ帰った。離婚の話も出た。しかし、迎えに来て、「暴力はふるわない」と約束してくれたので子供を連れて帰った。それから2～3年は別に変ったことはなかった。それでも年に1～2回は嫉妬めいたことはいっていた。「男に会うたろう」とか「よかこつばしよる」とか言っていた。最近(55年)また少しひどくなって、月に1回、ときには週2回も言っていた。そういう時は目が光っていた。そういう時は黙っているので、機嫌が悪いのはすぐわかった。そういう時は話をせずに、触れないようにしていた。実家で医者に相談したらということもあったが、本人が絶対言うことをきかないし、普段は変ったところがなかったので、受診は実現しなかった。

酒は7、8年前前から晩酌をする。焼酎を4・6でわって2～3杯。昼間飲んだこともあるが、大抵夜しか飲んでいなかった。酒癖は悪くなかった。浮気の相手のことは誰かいわなかった。事件がおこって知った。聞くと「知っておろうが」と興奮するので聞かなかった。気分が変りやすいのは目立ってきていた。55年のいつ頃か、急に子供の前で「自殺してくれ、それでおれは楽になる」と突然言いだしたことがあった。

(ii) 実姉、清水ハル（大正7年5月19日生）は次のように述べる。

子供の頃はおとなしい、素直な、反発しない子であった。山登りが好きで、独りで魚とりに行ったりする子であった。最初に結婚して、2週間間で別れたことがあったが、それは女に男がいて、出て行って帰らなかった。しかし、そのことで弟の性格に別に変化はなかったと思う。そのあと結婚し、うまくいっていた。一度、夫婦喧嘩で嫁が家に帰ったことがあった。しかし、理由については何も聞かされなかった。まして浮気のことなどはじめて聞いた。考えてみると、45年か46年頃から急に性格が変わった、怒りっぽく、気分が変わりやすくなったと思う。

(iii) 娘、清水幸子（仮名）（16歳）55年12月2日の供述調書によると、

「父は普段から無口な人であまり話はしません。この父が平均して月に1回か2か月に1回位不機嫌になることがありました。」

「父が不機嫌の時は、もともと目つきは悪いのですが、目の玉が光った感じでにらみつけますのですぐわかるのです。そして、とくに口数も少なくなります。」

(iv) 友人、新川武夫（仮名）（51歳）の55年12月3日の供述調書によると、

「ぐれていても、弱い者いじめをするような人ではなく、相手が間違っていれば喧嘩するといった、正義感の強い人でした」

「正義感が強く、頭もよく、しかも真面目で几帳面という性格」、「部落の組内の組長をされたときも、部落の人から認めてもらい、部落の人達の中にとけ込もうと、人の嫌がるような仕事も進んで手がけ、組内のため熱心な仕事をされ、組長としての責任を十分に果されました」

「自ら人と争うことはしませんでした。口論したときなど、清水さんの考えがしっかりしていたため相手が一步譲っておりました」

「ただ心の底には人から馬鹿されているという気持は常日頃からあったと思います。清水さんと親しくつき合っていたのは部落では私ぐらいのもので、他に誰もいなかったと思います」

「酒を飲む量が多くなったようでした。それで私としては余り飲まんがよ

かばいと注意したこともありましたが、しかし、清水さんの性格は以前と変わっていないようで、意味のわからないことをいったり不思議な行動をしたりというのはなかったようでした。」

(v) 友人、川上剛（仮名）（57歳）の55年11月29日の供述調書によると、
「清水の性格については、私に対しては約束はきちんと守るし、誠実な人と思っておりました。日常の行動についても別に変わったところなどありませんでした」

「私の前で人の悪口をいうことはありませんでした。いっしょに酒を飲んだことはありますが、別に暴れたりすることはありませんでした。ただ飲むと目がすわって、光っていたことは覚えています」

(6) 心理検査および脳波所見

(i) 脳波（昭和56年1月23日）

（詳細略）正常脳波と判定できる。

(ii) YG テスト

判定はD型で、安定適応積極型である。すなわち自分の性格として、神経質の傾向や気分の変化がなく情緒的に安定、客観的・協調的で、対人的にはとくに外向的でも内向的でもないと答えている。ただ、思考的にはかなり外向、すなわち非熟慮的で内省に欠ける傾向を示している。

(iii) MMPI

妥当性尺度には何ら問題なく、反応に歪曲がなく卒直に答えていることがうかがわれる。臨床尺度はすべて平均点の前後にあって正常型を示しており、神経症、精神病、問題行動者に特徴的なプロフィールは認められていない。

(iv) ロールシャッハテスト

反応数は多いが観念内容は貧困で紋切型であり（動物反応が6割を占める）、総合化、抽象化の能力の欠如（対象の部分と全体の関係をうまく統合した反応がない）が認められる。しかし、平凡反応は普通にあり、常識的判断力は十分に備えていると思われる。崩れた病的反応もみられない。

最も特徴的なのは、色彩形態反応、すなわちプロットの形態的特性より色彩に強く支配された反応が多く（合計5個の色彩反応うちの4個を占める）、しかも、「出血」「火」という反応をいずれも2回ずつ示しているということである。このことは、外部からの強い情緒的刺激に対しての自己統制が悪いため、未熟な、衝動的反応を示す傾向が内在していることをうかがわせるものである。また、“恐怖感を感じる”“異様な感じ”“いじの悪い感じあり”といった強い主観的感情の投入もみられる。

(v) 文章完成テスト

文は短く不完全で、誤字がみられ、文章化能力の低下が目立ち、思考内容はきわめて単純である。刺激語を誤って解釈したと思われる次のようなものも見られる。

「私が得意になるのはおそろしい事をしらない」

「私が羨ましいのはなさない自分だ」

被疑者の性格特徴をうかがわせるものとして次のような表現がみられる。

「私が残念なのは心にきずがつくような事をわすれられないような事がある」(粘着性)

「時々私は馬鹿になりたいと思ふ」(頑固)

「私がきらいなのはウソ」(潔癖)

「女好きでない」(堅さ)

「私の気持 外の人は知らないだろう」(内閉)

「家ではあまり話さない」(無口)

一、犯行当日の精神症状

(1) 被疑者自身の陳述

(i) 犯行時の記憶について

(事件の日は)「11月22日、午後7時頃と思います」

(この日はどんな天気か)「晴れていた」

(朝、何時頃起きたか)「5時頃目を覚まし、起きたのは6時15分頃です」
(その日はどうしたか)「新聞を20分位みて、朝食が7時10分頃までかかりました」

(新聞ではどんなニュースがあったか)「覚えていない。大したものはないかった。豚の相場はこの日少し下っていた」(何新聞か)「〇〇です」

(それから)「豚の食事。し尿処理をしながら、その間に残菜をたくのです」

(どれ位の時間かかかるか)「2時間半位かかります」(毎日の日課か)「はい」

(その日、とくに変わったことは)「朝から家内と2、3いさかいがあった」
(どんな理由か)「豚の部屋の移動があった。いつも、移動するときに空部屋に家内が餌を入れておき、私が豚を追いつまわすという手順だった。この日は、豚を入れたのに餌を入れてなかったので怒鳴った」

(それだけか)「空いた部屋に豚を移すときに通路にフタをして部屋に入れ込ませる。いつもやってくれるのにこの日に限ってせずに知らん顔をしていたので、この時も怒鳴った」

(そういうことはいつもあることか)「ちょいちょいあります」

(それは何時頃終わったか)「9時半頃終わった」

(それからどうしたか)「残菜をとり町に出かけました」

(どんな風にしてくるのか)「おけを預けてあるので入れ替えてくるだけです」

(何で行くのか)「軽自動車で40リットルや30リットルのオケを7本位積んで行って、それを午前中に1回行ってくる。40分位で済みます」

(その日はそれからどうしたか)「残菜の整理です」

(それはどういう作業か)「豚に食べさせられないものを取り出すのです」

(それから)「昼になると休憩します。その日も11時半位だったと思います。家にあがりました」

(その日はそれからどうしたか)「友人、川上剛さんが来た」

(何しに来たのか)「山を買わないとかか空いた畑をつくらないかということ話をしていた。そのうちに昼になったので焼酎をコップ1杯飲んだ。川上さんにはラーメンとご飯を出したと思います」

(いつも昼から飲むのか)「仕事が済んだら昼間にいつも飲んでた。お湯わり焼酎コップ1杯は飲んでた。それ以上は飲まなかった」

(それから)「その日は川上君が1時頃まで遊んでいた。それから1時間半位昼寝をした。2時40分位に再び昼の残菜を取りに出かけた。帰って来たのが3時ちょっとすぎだったと思う。そのあとダンボールの整理をした。家にあがって、3時半頃から午後の仕事にとりかかった」

(どんな仕事か)「残飯などやって……翌朝食べさせる残菜をたきます。そのほか、ちょっとした豚さんの部屋掃除などしました」

(それからどうした)「5時頃から夕方の残菜を町に取りに行った。それが1時間10分位かかりますので6時過ぎに帰って来ました。それから家にあがりました。そして、その日は丁度、牛の心臓で焼肉しようとしていた。卓上コンロのホースソンを使用したのですが、私は残菜取りの帰りにガスボンベを買って来た」

(誰が買って来いといったか)「自分で買って来た」

(焼肉は誰がしようといったか)「家内です」

(それは何時いったのか)「夕方の残菜取りに行く前です」

(それで)「火が小さく、大きくならない。1回セットをし直して、やっぱり同じだった。それを家内が見ていて何かちょっといったですもん。一生懸命にしているのに…それに娘が家内に同調するようなことをいったもんですから、娘を、“親を馬鹿にするもんじゃないよ”と叱った」

(焼酎は飲んでたのか)「叱ったときにはお湯わり焼酎が2杯目だったと思います。子供たちは食事をしてた」

(その時は奥さんと娘と3人か)「下の子も一緒に4人です」

(下の子は何もいわなかった)「はい」

(それから)「子供たちは食事が済んで自分の部屋に引っ込んでしまった。

私が沈んでいたので家内も子供の所に引っ込んでしまった」

(何故沈んだのか)「馬鹿にされた。子供が同調したというのが残念でした」

(馬鹿にしたかどうかどうしてわかる)「言葉づかいです」

(何といったのか)「それは覚えていない」

(馬鹿にされたのなら覚えているのではないか。覚えていないで馬鹿にされたといえるか)「目が見えんとかいったようだ」

(それは邪気では)「邪気じゃない。娘が2度目ですもんね。1度は10月頃だったですもんね。家内が“すり大根をすってくれんね”といったので、“おれがしてやろう”といったら、家内が“手を洗うたつね”といった。私が“洗わんでどうするか”といったら娘がフンと笑った」

(親子で冗談とは思わなかったか)「そうは思っていなかった」

(食事はどうしたか)「食べなかった。また焼酎を同じように3杯目を飲んだ。飲みながら、子供はもう自分から離れていっても大丈夫と思った」

(それはどういう意味か)「自分が居なくとも子は育つと思った。今から、伊藤を殺していなくなってもいいだろう。また、豚もあまりよくないしなどいろいろ考えた」

(焼酎はそれきりか)「3杯目はちょっと口をつけただけで飲んでいない。酔ってはいない」

(家族は)「奥の部屋に逃げてしまった」

(怒鳴っただけか。物を投げたりは)「そんなことはしてませんが、娘にいった剣幕がひどかったとでしょう」

(ii) 動機について

(伊藤さんを殺すという動機は)「10年前の家内の浮気の相手です」

(この人はどういう人か)「私たちの仲人で、家内と奥さんがいとこ」

(浮気をしたというのはどうしてわかったか)「一番最初おかしかったのは、12時半頃目をさましたら家内がいなかった。昭和45年の春先ごろ、そしたら、裏戸がカタンとって音がした。起きていって電気をつけてみた

ら流しの前に立っていた。それで近づいてみたら流しの前に洗濯機があって、その上にパンツが置いてあった。それを取ろうとしたら、妻が急いで洗濯機を回転させてしまった。それが最初のこと。そこで、押し倒して検査をしてみた。陰部をさわってみたら赤くなってパンツをはいていなかった。浮気したことは確認がとれたが、本人は認めなかった」

(それでは相手はわからないのでは)「その時点ではわかりません」

(何回もあった)「11時半頃になると私の肩をゆすってみることが1回あった。12時頃にぱっと目を覚まし、時計を見て“しまった”といたり、45年の秋口になると家の中に入って来るようになった」

(それはどうしてわかるか)「目を覚ましたらカタコト音がして、まわりをみると家内はいない。それで寝返りをうったら10秒もしないうちに背中の方にはいってきて、体をひっつけてきた。浮気をしたことはわかっていたが確かめるためにセックスを要求したら、淫水のおいがプンプンした」

(相手がわかったのは)「私が老人ホームに残菜を取りに行ったら、老人ホームの裏からゲートボールをやめて山から下って来る人たちが“茂も駄目ばい、かあちゃんをおっとられて”というのが聞えて、伊藤耕一という名前がはっきり聞えた」

(面と向っていったのか)「今年になって聞いています。55年2月に新川武夫が家に夜あそびに来て、道を下ってくるつもりが間違えて裏をまわって来たときに“キク(被害者の妻)ちゃんとかあちゃんはいとこ同士だろ”といった。“かあちゃんとの関係は300万で解決しようじゃないか”と言った」

(何を300万で解決するのか)「浮気したのを300万出すというのでしょうか」

(300万と言ったのか)「新川が言った。はっきり言った」

(新川はどこから聞いてきたのか)「それは知らん。自分に300万とってやるということ。警察では暴力団関係は100万とか聞きました。100万も1000万も私は同じです」

(ばれたのだろうか)「村で話になっていたから」

(それまでは相手を知らなかったのか)「いや、知っていた」

(村で拡がっていたのか)「はい。老人も知っていたし、友人の末藤行夫という男が“スミちゃんがかあちゃんに電話ばはしよらす”といった」

(スミちゃんとはだれか)「伊籐スミ子。道で会ったので、うちのに何の用かねと聞いたら。“頼まれた”と行って逃げた」

(奥さんには聞いたのか)「聞いたが言わなかった」

(伊藤耕一には聞かなかったのか)「聞かなかつた。もう殺そうと思っていたからですね。子供が中学卒業するまでと思っていた」

(殺すということは大変なことだとは思わなかったか)「現場をおさえて殺すつもりだったが、子供の顔をみるとかわいそうなので待った」

(現場をおさえていないではないか)「おさえることは簡単だったが、おさえたらその場で殺したくなるので、子供が大きくなるまで待った」

(証拠がないではないか)「家の中でやっていることはわかっていたし、耕一であることもわかっていたから、やるだけやらせようとじーっと我慢して焼酎をのんで待っていた」

(奥さんは信用していないのか)「信用するひまがない。結婚して1週間目に家内のうちに遊びにいった。帰りに重そうな物を持って来ていた。“何か”と聞いたら“トマト”と行って帰りに川の中にポイと捨てたことがありました」

(川の中に捨てたのは何か)「トマトです。不思議な人と思った。持って来るなどはいわなかったのに」

(子供は信用しているか)「自分の子供ですから信用している」

(もしか間違いではと考えないのか)「全くないです。あり得ません。浮気した相手もわかっている」

(しかし、相手は認めていないでしょう)「家内は認めていない。相手には聞いていない」

(世の中には浮気の話はたくさんあるが、殺さない手があると思わなかったか)「殺した方が簡単でしょう」

(誰かに相談したか)「誰にもしていない」(伊藤さんには)「言ったことはない」

(別れ話をしたか)「昭和46年の秋頃、別れ話を出した。そして、財産をみんなやって都会に出て行くつもりだった。自分は大工だからどうにでもなると思ってその道を選んだ」

(奥さんも同意したのか)「いいえ、母親が来て別れないということだった」

(別れる理由はいったのか)「相手の名はいわなかったが、よか男ができて一回や二回ではないから自分は一緒に生活はできんといった」

(お母さんは何といったか)「あなたにやっただけん連れて帰らんといわれた。それから明るる日に姉が来て、子どものため我慢してくれと説得された。それで一応そうするということになった」

(そのあとは)「そのあとは離婚の話はなかった。しかし、“出て行け”と行って押し出したことはあった。それでも明るる日は家にいた。そういうことの繰返して、“殺し”ということが心に強くやきついたのです」

(iii) 犯行時の記憶

(食事が済んだのは)「6時25分か30分頃だった。その頃、沈んで考えごととしていたから時計は見っていない」

(それからどうしたか)「それからどれ位か、以前のことを考え、子供はもう自分が必要でないような気がした。そうであれば、今まで殺しきれずにいたが殺してやろうと思った。それで流しに行って包丁をもって家をとび出した」

(それは何時か)「時間はわからん」

(そのとき何を履いていたか)「股のあるつっかけぞうり」

(何分位かかるのか)「自動車で1分か2分じゃないでしょうか」

(着いてどうしたか)「迷惑にならんように端に車を停めてエンジンを切った。包丁をズボンの中のバンドの下にさして“今晚は”と行って玄関の戸を開けた。ふみ込みに入ったら中の戸障子を開けてくれた」(誰が開け

た)「伊藤耕一君です」

(それから)「“おんなはっですな”と書いて上り込んだ。そして“今夜は命ばもらいに来ました”と書いた。そしてまた、“和枝がお世語になりました”と書いた。そう書いて包丁を右手に構えた」

(相手は何と聞いたか)「何もいわなかった。別に驚いた様子でもなかった。それで両手でぱっとむかってきた。それで右手の包丁で目の前に出した手を切った。その前に奥さんが大きな声で“待って—”とかいって自分の肩を押さえた気がした。それから先は夢中だったのでどうなったかあまり覚えていない」

(何回か突いたのは覚えているか)「振り回したのは覚えている。足で蹴つたり、いろいろ抵抗されたので体にとびつけずあっちこっち切ったのではないのでしょうか」

(どこからちゃんと覚えているか)「私の右手首を左手で握っていたのを覚えている。両膝で両腕をはさんでいた。私の左手を体の下に押えつけていた。それから持っている手がしびれてきて包丁を落としてしまった。それで左手が解放されたので、左手で包丁を握った。その時包丁は逆手になっていたと思います。それから、体をおこして、反対方向、前の方へ逃げようとした。それで左手の包丁を右手に持ち直した。そして、耕一君を見た時はもう抵抗しなかった。これがもみ合った時の状態です。それから30秒位ぼーっとしていた。その間死ぬことも考えたが、結果的に自首しようと思ひ、自動車を運転して〇〇署まで行った」

(〇〇署では)「刑事部長が会ってくれたので、“今、人を殺してきました”と書いて、免許証と包丁を差し出しました」

(そのとき血は付いていなかったか)「付いていました。ズボンにも、右の肩あたりまで、左の手首とか血だらけでした」

(どこで逮捕されたか)「〇〇署で、手錠をかけられた」

(iv) 犯行についての反省

(今からどうする予定か)「計画はない。出所できることを望んでいる」

(あまり責任がないと思うのか)「自分が責任は一番でしょうね」

(今考えてみてどうか)「話し合いをしなかったのがまずかったと思っている」

(なぜ話し合いをしなかった)「話が好きでなかった。10年間というものがですなえ」

(途中でその考えが消えたことはなかった)「住所を変ったとき、50年から51年に一から出直すつもりだったから忘れていた」

(相手はいつも一人か)「一人です」

(忘れかけたのがどうして、また)「新川君の話から、またこんな噂がもりあがってきたのかと思った。気にせずやろうとは思っていたのですけど…」

(新川が話をもってきたのはいつか)「雪の降った日、2月にはいった頃だったと思います」

(浮気をしたのはいつまでか)「47年の事故のあとも1～2回あった」

(事件のあと、どういう気持か)「後悔はしています。話し合いをしなかった」

(2) 妻清水和枝による犯行前の状況の陳述

事件の日、最初は別に変ったことはなかった。夕方5時頃だったと思うが、主人は残菜集めに一人で行って帰って来てから不機嫌になって、がみがみいって、おかしかった。またいつものやっと思っていた。昼間の残菜集めには一緒に行ったので、一緒に行かなかったのがよくなかったかと思った。夕食の時焼肉のコンロの火が弱かった。“長く使わなかったのでゴミがつまったのじゃなかね”といったらものすごく怒った。また、もたもたしている主人をみて娘が“お父さん目が見えんとじゃなかね”と言ったらしい。私は聞いていない。子供に“親を馬鹿にして”と怒っていた。それから、黙って焼酎を飲んで、黙って出て行った。7時頃ではなかったかと思っています。こんな時は話し掛けられないに限るので親子でそっとしておいたのです」

(3) 娘、清水幸子の55年11月30日の供述調書による

「この日の夕食のおかずは焼肉でしたのでテーブルの上には卓上コンロが置いてあり、すでに火がついてありました。ところが卓上コンロの火の勢いがとても弱かったため、私はこの火をみて“えらく火の弱かね”といったのです。私がこう言ったとき、流し台の前にいた母が“穴の詰まっとどだろう”と言ったのです。母がこういうと父がいきなり“いらんこと言うな”と母を怒鳴りつけました。この時の怒鳴りつけ方は普段母を叱りつけるときより激しく、父はかなりの剣幕で怒鳴りつけました(中略)。父に対して“そんなに言わなくてもいいでしょう”と注意するようなことをいったのです(中略)。すると父は今度は私に対し“親を馬鹿にするな”と激しく怒鳴りつけました。普段の父は私や弟を叱つけるということは滅多になく、父から叱られるといっても注意される程度でしたが、このときだけは私を真剣になって怒鳴りつけました。」

(4) 友人、川上剛の55年2月29日の供述調書による

「(当日)そこで昼食をいただき30分位して帰ったのですが、清水には別に興奮しているわけでもなく、平常と全くかわりなかったので別に気にもとめませんでした。」

「私が清水から3万円を借りるとき、清水は素直に“そらよかです、持って行きなせ”と行って貸してくれました。」

「全く清水の態度は平常とかわりませんでした。」

(5) 伊藤キク(被害者の妻)(55歳)の55年1月28日の供述調書による

「カラカラと玄関の開く音がしたのです。(中略)夫が坐ったまま身体を左の方に倒して右手をのぼしガラス戸を開けて玄関をのぞきました。そして、夫は“上がらんかい”と声をかけました。(中略)いきなり清水茂が部屋の中に入ってきて、夫の胸倉を左手でつかんだのです。夫に“死んでもらおうかな”とか“和枝が世話になったな”とか言いました。その際の茂の口調は落ちついた様な感じで、最初から覚悟を決めてのり込んで来たという雰囲気でした。」

一、考察

(1) 「被疑者は現在、内科的疾患や神経疾患（運動機能障害など）などを認めていない（現在症状の(1)項）。性格的には几帳面で生真面目。外見上はとくに異常な態度、行動はみられない。しかし、昔のことをいつまでも覚えており、固執し、執着傾向が強く、転換がきかない。やさしい面をもつ反面、短気で怒りっぽい、あるいは衝動的、爆発的傾向を内在している。また、うっ積したものを発散できず、また、内向的性格のために打ち解けられず欲求不満はつひつひとますます内向的となるという悪循環をおこし、ますます無口で孤立化していく性格である（面接時の態度、心理テスト、生活歴、妻、友人の証言による）。

しかし、対人反応（人あたり）は良く保たれており、感情鈍麻、意欲喪失など情意障害、人格崩壊などは認められず、知的機能障害も粗大なものはみられていない。すなわち、日常生活に粗大な支障をきたすような精神症状を認めない（現在症状の項）

(2) 被疑者には現在、嫉妬妄想を認める。事実でないことを強く確信しており、主観的で訂正不能で、一片の疑問すら感じてなく、妄想と診断される。すなわち、妻和枝が「10年前から浮気をしていた」、「夜中に出て行く」、「夜中に男を引き込んでいた」、「この話が村中に拡がってしまった」という内容である。さらに「老人ホームの人たちが語っていた」、「名前がはつきり聞えた」、「陰部に淫水のにおいがした」、「カタコト音がした」、「かあちゃんとの関係を300万円で解決しようといった」など、幻覚という確認はとれないまでも実際の会話の極端な歪曲的な解釈、「かあちゃんといとこだろう」、「かあちゃんが電話をしている」など些細な言動が飛躍して「浮気をしている」という証拠になるという思考様式に特徴がある。しかも、「間違いだということは絶対にないです。あり得ません。浮気した相手もわかっている」と訂正不能で強固な確信をもっている。相手に聞いて確かめることもしないことでわかるようにきわめて主観的で、客観的な検討や疑問をもつことなしの態度である（犯行時精神症状の項・本人の陳述）さらに、多

少の消長は認められるものの10年近く持続しており経過が長いこと、嫉妬妄想以外の妄想がないこと、そのことに触れると激しく反応することが特徴としてあげられる。しかし、仮に何らかの広義の治療が必要であるとしても日常生活に粗大な支障がないので、現在、入院治療を必要とする状態とは考えられない。

(3) 妄想はさまざまな精神障害に認められる。すなわち、精神分裂病妄想型、アルコール嫉妬妄想、覚醒剤など各種慢性中毒、てんかん性精神病やその他の脳器質性疾患などでみられることがある。

脳器質性障害や覚醒剤中毒は否定できる。てんかんも脳波所見その他から否定できる。問題はアルコール性嫉妬妄想と分裂病の妄想型である。

アルコール性嫉妬妄想は有名で、アルコール乱用者はインポテンツ、抑制欠如による色情亢進、人格変化などから妻の不貞を信じ、暴行、脅迫をみ、しばしば事件に発展することがある。本被疑者の場合、アルコール常用はみられるものの、乱用、依存といえる状態でもアルコール中毒といえる状態ではない。

分裂病の妄想型は中年以降に発病し、しかも主症状は妄想・幻覚であり（とくに妄想）、長く持ち続け、人格の崩壊は少なく、妄想以外では日常生活で全く異常に気づかれないことが多い。長年月を経ても人格崩壊がきわめて軽いものをパラフレニーと呼ぶこともあり、とくに45歳以後の発病を遅発性分裂病とも退行期パラフレニーとも呼ぶことがある。

被疑者の発病は昭和45年か46年で45歳前後と推定され、まさに分裂病妄想型、退行期パラフレニーと呼ばれる精神病に罹患している。

(4) 犯行時も現在とほぼ同じ精神症状であったと思われる。

すなわち、家族からみれば“今日は機嫌が悪かった”といわれる感情的暴発の前兆がみられていたとはいえ、第三者から見れば普段と全く変わった様子ではなく、一見、行動に破綻はないようにみえていた。妻や被疑者自身も陳述しているように、妄想は一貫してもち続けていたものの日ごろは内在しており、何かの契機で表面化し、妻に対して暴力を振るうなどの感

情暴発がみられていた。現在症状からも、内在する妄想と内在する感情の激しさは認められる。犯行は突発的な要素があったとはいえ、「最初から殺そうと思っていたが、子供のことを考え、子供が大きくなるまで我慢してきた」のであり、計画的といえるし、また、ある程度の抑制はできた。しかも、自分が死ぬほど苦しんだので「殺した方が簡単に解決がつく」と冷酷な面もみせる。さらに、犯行の経過、手順は正確に記憶しており、一貫しており、曖昧なところがなく、当時、錯乱状態や意識の混濁などが存在したとは考えられない。(犯行時の精神症状の(1)項)。

(5) 分裂病の責任能力については、“この病気の証明さえできれば犯行と個人との関連性を明示する必要はない”(Gruhle)、“精神活動の病的障害が存在するならば、症状の程度および症状と犯行との関係を考慮することなく常に免責を推奨すべきである”(Schneider)といった人たちに代表されるように精神病であれば全て責任無能力という考えがあった。しかし、この原則論に対して、分裂病においても一部責任を認めるべきであるという考えも主張されてきた。たとえば、潜在性分裂病やごく軽い分裂病に対しては責任を認めるべきという考えや、または、分裂病は寛解期と増悪期をくり返すものであるからこの寛解期には責任能力を認めるべきであるという考えもある。また、一つには精神薬物の発達によって症状の改善が著しい者が認められるようになったこともある。さらに、分裂病の症状と犯行の動機との関係によって責任能力の有無を考えるべきだとする意見がある。たしかに、分裂病であるというだけで画一的、一律的に責任無能力とすることはいかにも安易である。

鑑定人は、犯行時の精神症状の程度、性質(内容)、組み合わせ、症状と犯行の動機との関係、さらに、性格、社会的・環境的要因など総合的に判定すべきと考えている。とくに、治療との観点からの判断を重視すべきと考えている。したがって、本被疑者は現在、是非善悪を弁別する能力は保たれてるが、それに基いて行為する能力が軽度(著しく、中等度、軽度と分類して)減弱していると判断した。

(6) 犯行は「殺してやろう、しかし子供のために我慢してきた」のであり、それが「子供に馬鹿にされた気がした」、それで「もう子供に自分は必要ない」と考え、犯行に及んだのである。妄想観念に強く影響を受けたことはまちがいないが、長い間子供のために我慢できたのであり、不可避に妄想に支配されていたとはいい難いところがある。妄想そのものは分裂病によるものであったとしても、長い間押えていたものが何かの契機で抑制の限度を越えて暴発することは精神病でなくとも犯罪の場合などに通常みられるものである。とくに、その背景として人格の崩壊や知能障害などが全く認められていない点も責任能力を考慮する場合に重視されるべきであろう。したがって、責任能力が全く平常人と同等であったとはいえないにしても、犯行時、責任能力が全く喪失した状態であったとはいい難い。

(7) 現在、嫉妬妄想以外の症状もなく、日常生活に支障もないことから、症状の程度だけからみれば直ちに入院治療に該当しない。何らかの治療が必要であるとしても被疑者の状態からして治療を拒否する可能性が大きい。このような場合、治療は困難で、放置すれば妻に危害を加えたり、自殺をする可能性があり、何らかの司法的な処置が必要である。

鑑定主文

一、被疑者は現在嫉妬妄想をもっており、分裂病妄想型ないしは退行期パラフレニーと呼ばれる精神病に罹患している。しかし、妄想以外の精神症状は認められず、日常生活に粗大な障害を認めず、直ちに入院治療の必要があるという状態ではない。

一、犯行時も同様状態であったと推定され、是非善悪を弁別する能力およびそれに基いて行為する能力が喪失している（心神喪失）状態ではなかったと推定される。

昭和56年2月22日

住所、所属 (略)

鑑定人 原田正純

(解説)

鑑定の時点で分裂病妄想型ないしは退行期パラフレニーと診断しているが鑑定書の中で触れているように分裂病にみられる第1級症状がみられていなく、その診断基準を満たしていない。分裂病は伝統的な解釈からすれば最終的には人格の荒廃をもたらす。そのような人格の荒廃をもたらさないもので妄想幻覚を主症状とするものを当時パラフレニーと呼んで一般的な分裂病と区別した(Kraepelin)。しかし、もともと分裂病でも妄想型と呼ばれたものは人格の変化は軽い。したがって、鑑定人はその両方の診断をしている。

DSM-IVによると①奇異でない内容の妄想が少なくとも1ヶ月以上持続すること、②分裂病の基準を満たさないこと、③妄想またはその発展の直接的影響以外に機能は著しく障害されておらず、行動にも目立った風変わりさや奇妙さはないこと、④気分エピソードが妄想と同時に生じていたとしてもその持続期間の合計は妄想の持続期間に比べて短いこと、⑤その障害は物質(中毒)や一般身体疾患(症状性精神病)によるものでないことを挙げて妄想性障害(Delusional Disorder) (297.1)としている。さらに、病型として嫉妬型の存在を指摘している。したがって、現在なら妄想性障害嫉妬型と診断される。

診断は問題ないとしても議論が分かれるのはその責任能力についてである。それは、その後の処遇に大きく関係するだけに重要である。病的であっても、嫉妬以外には行動に奇異さや異常さはみられていないため、加えて病気に対する認識が欠如しているために狭義の入院治療になじまない症例である。仮に入院しても病院側は短期に退院させる可能性が大きい。退院すれば、確信犯であるから再度事件を起こす可能性が十分に察知できる症例でもある。そこである程度の拘束(権利の制限)が必要であると考えたのである。

保安的処分が制度上ない現状では病的であるが、日常の生活に支障のないこと、それ以外に奇異な行動がないこと、善悪の判断ができていることを理由に責任能力があると判定した。また、仮に妻の不倫という状況があったとしても皆が同様な犯行に及ぶわけではない。まして知的障害や人格障害がな

いのであるから別の方法があったはずと考え、さらに10年間は子供のために我慢してきたことなどから有責任能力としている。したがって、この判断は社会保安を考慮に入れた苦肉の判断であったといえる。すなわち、この時、鑑定人は再犯の可能性や社会不安を考慮すれば責任能力ありとして司法に任せたとことになる。とすれば、そのことは政策的、社会的判断（社会防衛的判断）であって医学的判断といえない。嫉妬妄想という病的現象によってもたらされた犯行であるから、妄想をもったこと（疾病）そのことに責任があるということになりはしないかという疑問がでてくる。そのことについては現在でも精神科医師の間でも議論が大きく分かれるところであろう。現実的対応をどうすべきか大いに議論すべきである。一定の強制的な措置を優先させた上で人権に配慮しながら専門家による医療的な処置を加えていくのが次善の策と思えるが実際には処遇が困難な例である。

さて、この症例では事件を予想し、予防できたであろうか。それはきわめて難しい症例だったと考えられる。被疑者は妻に対しては嫉妬妄想による異常行動が見られたのであるが、それをもって妻が精神病として精神科を受診させることは困難であった。第3者に相談も難しく、ましてや第3者が精神科受診を勧めることもできなかったであろう。このような症例についてどのような対策、手段がどの時点で必要かつ可能であるか研究する必要がある。

鑑定例5 寛解期に犯行に及び責任能力ありとされた事例

鑑定書

私は昭和59年3月10日、〇〇地方裁判所古川信一（仮名）裁判官より森川真也（仮名）に対する殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反被疑事件について鑑定を嘱託された。

鑑定事項

- 一、被告人の犯行時及び現在における精神状態
- 一、精神障害ありとすればその病名、病気の概要、程度
- 一、精神障害と本件犯行との関係

（犯行時の責任能力の有無および程度、治療薬服用の有無との関係）

よって鑑定人は被告人を昭和59年3月18日、3月31日、4月3日、4月24日、4月28日、〇〇市〇町、〇〇拘置所内において精神医学的診察を行い、4月15日熊大体質医学研究所気質学教室において脳波検査および心理テストを行った。

4月18日にはW市A〇〇〇〇、A病院川口康子（仮名）院長およびW市〇〇〇〇番地B病院春木和夫（仮名）医師を訪れ病歴および症状、治療などを調査した。

さらに、本件の一切書類および〇〇市〇〇拘置所における行動観察簿などを参考にし、本鑑定書を作成した。

私の鑑定した被告人は左記の通り。

本籍・現住所 （略）

職業 暴力団組員（山友会）（仮名）

森山真也

昭和24年6月12日生（35歳）

被告人の犯罪事実は〇〇検察庁の起訴状によると、

被告人 森山真也は暴力団二代目菊川組内山友会（仮名）組員であるが、かねてから同組と対立関係にあった暴力団川島組長秋山剛（仮名）（当56年）を殺害することを決意し、

第一、昭和59年2月24日午後9時30分ごろ、W市〇〇〇〇、みどりビル一階、クラブ「たそがれ」店内において飲酒中の右秋山剛に対し「おい秋山」といいながら同人の後頭部直近からやにわに所携のけん銃を、同人の後頭部に向けて一発射撃したが同人がとっさに身をかかわしたことでたまたま命中しなかったため、殺害の目的を遂げなかった。

第二、法定の除外理由がないのに、前記日時場所において火薬の火工品である実包を装てんしたけん銃一挺を所持したものである。

鑑定記録

一、家族歴

(略) 同胞三人、末子である。

一、生活歴（被告の陳述と一件記録により作成）

本籍地で生まれ、〇〇市A小学校卒業、成績は中。ついで昭和40年3月、W市B中学校卒業、成績は下、中学卒業後大阪市の〇〇製袋会社に就職したが、1か月でやめた。中学頃から非行グループにいて、卒業するとW市の川口グループというチンピラ暴力団みたいなものに先輩の勧誘ではいった。それ以来、いわゆる組関係と関係がある。中等少年院（福岡）にも暴行、傷害などで2回入った（注：昭和40年11月13日傷害、41年2月3日恐喝）。“前科は4つくらいあると思う。その後も定職につくことはない”と被告人自身述べる。昭和43年頃は関西の暴力団H組にいたこともあった。昭和44年に二代目山川組の組員になった。このとき恐喝事件で懲役を1年をくった。出所後、一定の組には入らずぶらぶらしていたという。昭和53年5月にA病院（精神科）に入院させられた（詳細は現病歴の項）。ここを退院後（54年5月）、誘われて二代目菊川組内山友会川田太郎（仮名）の組員となり、幹部として務めていた。

昭和57年7月、タクシー運転手を殴り逮捕され、A市B病院に入院させられた（現病歴の項）。入院中も山友会から小遣い三万円位が送られてきていた。昭和59年2月31日に退院してからは、W市〇〇町〇〇ビル内の山友会事務所に寝泊りしていた。

一、犯罪歴は前科調書によると左記の如し。

(i) 昭和44年2月15日確定、器物損壊、恐喝、暴行で懲役1年。

この事件は覚えていない。

(ii) 昭和44年9月23日確定、暴行で懲役4月。

店員を殴打し、ガラスを破り、友人3人とビール32本を飲酒し1万1580円を脅迫し、つけにした事件。

(iii) 昭和44年3月11日確定。暴行、暴力行為等に関する法律違反、懲役2月。

タクシー代に因縁をつけ運転手を殴り、運転手が逃げたため車を友人と川に落したなどの事件。

(iv) 昭和46年6月28日確定。恐喝未遂、懲役8月。

(v) 昭和49年1月20日確定。傷害、恐喝、器物損壊、懲役1年4月。

時計、金を恐喝し、ガラスを破損し、暴行を加え軽傷を負わせるなどの事件。

一、現病歴

(1) 中学校卒業前から非行がみられており、卒業後も真面目に働いた期間がほとんど見受けられない。犯罪歴で述べたように暴行、傷害、恐喝、器物損壊などがみられており、爆発性、攻撃性の性格傾向がみられるている。

父親(森山春夫)によると、最後に昭和48年1月に宮崎刑務所服役中(被告人24歳時)に“体の具合が悪い”という手紙が来た。49年4月頃出所してきた後は言葉が少なく、いつもむっつりしており、刑務所に行っているとこのようになるかと思った。一時保釈で自宅に帰ってきたときガス自殺を図り、近所の人が見つけ未遂に終わったことがあった。

被告人は「8年位前から精神科に入院した。理由はあまりはっきり覚えていないが、金をくれんのでおやじを叩いた。眠れないこともあった。パタッと倒れたりもした」などと述べるがきわめてあいまいで、発病の症状や時期については家族および被告人からの聴取では不明確なところが多い。

(2) W保健所記録

(i) 母親が49年9月8日に相談に来ている。それによると、「49年4月頃より万のつく金をせびり、夜出歩いて心配させるようになった。4—5日おきに要求し、少額では承知しない。昨夜はビールを半分飲んで焼酎を1合飲んで食事をせずに1万円もらって出ていった。(父は入院中)父のところに朝4時頃来て金をせびって行った」。家では散髪もせずひげも剃らず不潔で、食事也不規則、水ばかり飲み、いらいらしている。家の中では徘徊し落ちつかず、とくに夜になると眠らず、足をどンドン踏みならし、「バカヤロウ」「叩き殺すぞ」と独語をなし、空笑もみられる。同日、第一次鑑定(精神衛生法23条)時、本人は部屋の中は不潔でふとんは敷っ放し、にやにや笑い、ぼんやり無表情、ほとんど応答ず、やや反抗的なところがみられ、要措置該当とされる。二次鑑定では、洗面のくり返し、落ちつきなさはみられたが、おだやかではきはき答えるために不要措置とされる(その後、家でごろごろしていたらしい)。

(ii) 昭和51年で10月17日の同記録によると、夜眠らず、朝4時頃まで起きていて、機嫌の悪いときは父親に当り散らし、舌を縫合するようなケガをさせた。何も言っていないのに言ったようにあるらしく、おびえた様子をする。「上にあがってこい」といったりする。沸かしていない風呂に入ったりする。父親にケガさせたことを覚えていない。

(iii) 同年11月13日、母親、父方の姪森川久子(仮名)の2人で精神鑑定依頼。

戸の外に誰か来ているとあって戸やカーテンをしめて部屋に閉じこもっている。不眠が続き、床を踏みならす、いらいらしておりマッチの棒を粉々に折っている。タバコを吸ってどこにでも投げる。水風呂にはいる。ガラスやふすまを理由なく壊す。ちょっとしたことで暴力を振う。9日の夜、父の脇腹を蹴って、父は救急車で運ばれたが、「父は頭が悪くて入院した」などと話す。

精神鑑定で再び要入院となるが、興奮気味でアパートの4階で強制収容

が無理で、警察に連絡。11月14日、二次鑑定では再び不要措置と決定。そこで、同意入院に切り換え11月20日往診を受ける。水風呂に入ったりして、トイレから出て来ない。しかし、幻覚・妄想は見られず、目つきが鋭く不安気である。ひげものび放題、同意入院もせず。

(iv) 昭和52年2月26日、両親が職場の全日自労3名に相談。

その後も相変わらず、夜眠らず、両親が疲れはてた。暴力を振うし、箸で父の右眼を突きケガさせた。W警察署防犯課に協力を依頼する。

(v) 昭和53年5月26日、近所の男性を階段で蹴とばしたり、追いかけた。近所の人たち(45世帯)が署名して警察に持っていく話が出る。両親、住宅の管理人、ケースワーカーが相談して鑑定にもっていく(23条)。本人は下着だけでウロウロ落ちつかない。ネコを抱いて離さない。「何しに来たか、帰れ」と興奮気味。一次鑑定、二次鑑定ともに措置該当ということで注射をうち強制入院となる。

(3) A病院の調査(昭和59年4月18日、鑑定人が行ったもの)

川口康子院長によると、「昭和53年5月26日より54年5月2日まで入院。入院前3—4年も症状が悪くて何回も問題になりながら措置にならなかった。2度も措置入院とならなかったのはヤクザという点で(鑑定医が)ひっかかったのかもしれない」。

「入院時は汚なく、髪もひげものび放題で、風呂にも入らず、パジャマを着たまの姿で収容したが、臭いくらい、典型的な分裂病の症状であった。

前日、県営住宅の4階かなにかに住んでおり、家族に暴力を振ったり、物を壊したり、他人を追いまわしたり、蹴とばしたり、家から植木鉢を落したりしたために、住民から苦情が出ていた。

入院時から入墨をしており、小指もつめていたし、5年位前に傷害罪で1年以上宮崎刑務所に服役していたことはわかっていた。近所の人々が恐ろしがっていた。入院して、精神薬物ウインタミン150mg、ニューレブチル30mg、ベゲタミンなど主として使用したら、2か月後には笑顔も出てきて、症状に著明な改善がみられた。最後まで幻覚・妄想ははっきり認められな

かった。

54年3月には全く別人のようになり、人あたりもよく笑顔もみられた。過去の行為を「少し妄想的で邪気がまわって、いらいら、くしゃくしゃしたが、自分でやった気がしない」と病識もでてきた。54年5月2日に措置解除。退院した。

本人が薬をとりに来ていたが、同年9月5日が最後で、あとは父親が薬をとりに来ていた。55年12月27日、父が「最近パチンコばかりしている」というので「自分で薬を取りに来るように」と指導したが来なかった。父の薬とりもそのあと途切れがちで、57年1月25日が最後であった。

昭和57年6月1日、佐川敏夫（仮名）と名の男と外来受診に来た。表情が硬く無感情で、全くものを言わない。一見、症状の悪化がみられた。治療をすすめると、診断書を要求した。弁護士に提出するといった。再発の診断書を書いたら、あとで警察から問い合わせがあった。2、3事件をおこしたらしい。その処理に診断書が使われたらしい。その後診ていない。

(4) B病院精神科春木和夫医師の調査（昭和59年4月18日、鑑定人が行ったもの）およびカルテ、一件調書中の供述

(i) B病院入院の理由

昭和57年6月4日午後11時10分頃、W市内で公共タクシーの運転手を殴り右顔面打撲傷および右鼓膜穿孔の傷を負わせて逮捕された。理由はわからないが、タクシー会社にのりつけて殴っており、暴力団関係の縄張りの関係と考えられた。逮捕されたときも刑事の問いに答えずにやにや笑っていたり、急に興奮して怒ったりしたと聞いた。入院歴があったのですぐ精神鑑定となった。一次鑑定をC病院中川医師、二次鑑定を主治医春木が行い精神分裂病で要入院とし、昭和57年7月2日に入院した。

(ii) 症状および経過

入院時は思考障害が目立ち、唐突で一貫性がなく飛躍し、思路が疎で減裂思考に近い状態であった。意味不明、了解困難な話が多かった。唐突に気分が変わり、些細なことで不機嫌になったり、怒ったりした。冷たさ、

硬さなど分裂病特有の対人反応がみられる他にわざとらしさ、不自然さも目立った。

7月下旬になると情緒も安定し、思考障害も軽快し、さらに1か月だつとほとんど病的な症状はみられなくなった。病棟内での問題もトラブルもなかった。病院の行事なども悪びれず参加したりしていた。

昭和57年10月22日に仮退院した。ところが、同年11月9日に来院して、けわしい顔をして、「11月5日から頭の中をこねくりまわされるようにあるので調子が悪い」と訴え、再入院を希望したので、同日再入院させた。入院したら、前回同様急速に症状は軽快して、不安もとれ安定した。そこで、昭和57年12月31日、再度仮退院した(経過観察のため)。昭和58年1月4日帰院し「やはり頭の中をこねまわされるようだ」と訴え表情も硬く、いらつき、やや憔悴していた。

1月10日には組へ引退届を出した。しかし、結局、組から足が洗えなかったようだ。

仮退院するたびに症状が悪化し、入院すると直ちに症状が軽快するのは、組関係に関した環境因による影響が大きいと主治医は考えた。事実、58年はその後仮退院もなく症状も安定していた。

昭和59年1月31日仮退院した。この時も母親の他に組関係者も迎えに来ておりなかなか組と縁が切れないことをあきらめたような様子であった。

(iii) 診断および参考意見

精神分裂病に間違いないと考えている。入院の最初だけ粗暴であったが、昭和57年9月以降、攻撃性、拒絶、反抗はみせず、やさしい扱いやすい患者であった。素直に指導に応じるが、積極性、自主性が乏しく、受動的、単調な人間関係であった。野球とかバレーなどは積極的に参加していた。

人間関係は消極的、受動的であったが、自閉、孤立といった程度の強い病的なものではなかった。組関係の対人関係は一応そつなくこなしていると感じられたが、会長との応待(面接、電話)ではきわめて緊張するという一面があった。多分に環境によって影響を受ける部分が大きかったと考

えられる。すなわち、長期にわたり寛解状態にあったものと判断され、環境さえ正常化か調整されれば社会生活可能な程度であったろう。

覚醒剤の使用歴もあるが、覚醒剤との関係は発病時期と使用時期の関係から（使用以前に発病と考えて）否定的と考えている。

(iv) 服薬状況

1月31日仮退院の際、14日分の精神薬物を持たせた。2月12日に母親がさらに14日分投薬を受けて帰っており、それを本人が取りに行き7日間服用した。犯行時は7日間位服用していなかったとのことであった。

服薬内容はクロフェクトン150mg、チスタニン600mg、セレネース5mg、アキネトン5mg、デパス1mg、その他ビタミンC、消化剤を一日分2で服薬していた。

一、その他の既往歴

出生時にとくに異常はなかった。高熱を出してけいれん発作をおこしたことが2—3回あった。

飲酒は「18歳頃から始めた。晩酌はしない。大体酒三合位飲む。飲むとどっちかといえば粗暴になる。喧嘩したりする。そして覚えていないことがある」と陳述する。病的酩酊すなわちブラックアウトが存在するかもしれないが、アルコール中毒の症状はない。覚醒剤は25—6歳頃に関西の〇〇市でやったことがある。「1gを耳かき8杯位に分けて、水に溶かして1日3回位使ったが、2年位の間で5回位しかしなかった」と鑑定人には申立てたが、「昭和50年頃に1年間打ち、最後は3時間に1回位打った。幻覚ができるようになってやめた」と主治医春木医師には述べている。

一、現在症状

(1) 身体症状

体格大、やや肥満。栄養良好。顔面やや蒼白。身長174cm、体重80kg。（詳細略）身体的、神経学的に異常は認められない。

左肩から上腕・背面にかけて刺青、両眉鼻側に層形の刺青。左第5、指は第2関節から、第4指は第1関節から、右第5指は第2関節からいわ

ゆる“指つめ”の痕がある。しかし、前膊部に常習した注射痕は認められない。

(2) 表情および診察時の態度

緊張がなく弛緩状。大儀そうでやや無気力。にやにやと笑い、深刻味がなく、どうでもよいといったややふてくされた投げやりの態度。応答もはきはきせず、受動的、単調、深く考えず上の空で、いいかげんな応答（出まかせ応答とまではいかないが）。しかし、拒絶、反抗、不機嫌な態度や表情は鑑定中には認められなかった。

注意集中が困難で、両腕を膝で支えて前屈姿勢で体をゆり動かし、落ちつかないところがある。反応は鈍く、あるいは途絶または抑止、粘着の傾向があって、不円滑である。人格は子供っぽく、表面的であるが、人なっこい笑顔をみせ、対人反応はよく保たれており、人がよくやさしい心使いもみせ、服装も乱れていない。しかし、一方で、事件の肝心なところになるとにやにやと話をはぐらせたり計算高いところも見られている。鑑定期間中に症状の変化はみられなかった。

(3) 知的機能について

- (i) 見当識は保たれている。
- (ii) 記銘力および記憶力の障害は認めない（以下略）。
- (iii) 一般的知識は貧困である。

（ゴムは何から作るか）「木から」

（東京からホンコンへ行くのはどっちの方向か）「わからない」

（建国記念日は）「知らない」

（アメリカの大統領は）「レーガン」

（イギリスの首相は）「知らない」

（中国の首府は）「北京ですかね」

（イタリアの首府は）「知らない」

（エジプトはどこにあるか）「アラブです」

（アラブはどの辺のことか）「…知らん」

(憲法とは)「法律です」

(民主主義とは)「わからない」

(日本の政党名を)「自民党、社会党、民社党、共産党、無所属」

(宗教の名を)「キリスト教、仏教、」

(NHKは何の略字か)「知らない」

- (iv) 一般的理解は表面的、機械的、よく考えようとしない。(以下略)。
 (v) 計算問題は障害されているがでまかせ応答に近く、よく考えようとしない。上の空で答える。とくに応用問題など思考を要するものができない。

集中困難。すなわち、

$$100 - 13 = 87 \quad (\bigcirc) \qquad 92 - 18 = 74 \quad (\bigcirc)$$

$$111 - 26 = 84 \quad (\times) \qquad 125 - 38 = 95 \quad (\times)$$

$$8 + 6 = (\bigcirc) \qquad 26 + 48 = 54 \quad (\times) \quad \dots \text{いや} 64 \quad (\times)$$

$$106 + 16 = 122 \quad (\bigcirc) \qquad 112 + 39 = 141 \quad (\times)$$

(3つ40円のを12コでいくら)「48円ですか」(×)

(3分の1値切って400円払った、もとの値段は)「360円」(×)

(8人で6日かかる仕事を半日でやるには何人いるか)「58人」(×)

(3歩で2メートルの人が240歩行ったらどれだけか)「2000メートル」

(どんな計算をしたのか)「掛けた、140歩に2000メートルを掛けた…」

- (vi) 判断は表面的、機械的で非常識な点が目立つ。たとえば、

(犬とライオンの似ている点は)「尻っぽです」

(斧とのこぎりの共通点)「…わからない」

(バナナとオレンジの共通点は)「飲みもの」

(空気と水の共通点)「わからない」

(自動車と自転車の共通点は)「乗物」

(卵と種子の共通点は)「わからない」

(石油と水の相違点は)「飲めるか飲めないの差」

(牛と馬の差は)「足が違う…足が早い」

(天皇と大統領の違いは)「同じです」

(自動車と自転車の差は)「車はガソリンで動く」

(法律と道徳の違いは)「考え方が違う」

(どう違うか)「道徳は決められた道、法律は国が決めたこと」

(vi) 現在症状のまとめ

失見当、記銘障害はみられない。知的機能障害とくに、判断、理解、計算などに中等度障害がみられる。計算障害でとくに応用問題など思考を要するものが極端に悪いことから、これらの障害は思考障害によるものと考えられ、さらにでまかせ応答、注意集中困難などの精神症状によるものと判断される。これらの知的機能障害は関心、興味、さらに環境要因によるもので、広義の知的機能障害ではあるが脳器質疾患などによる痴呆ではなく、精神症状、環境による二次的・続発的なものと判断される。

(4) 精神症状について

(具合はどうか)「現在は具合が悪い。チャイムが聞こえたりする」

(いつ頃からそんなにあったか)「8年位前から聞いた。最初、宮崎刑務所のころ。しばらくせんだった。最近また聞えてきた」

(他には)「声がのぼせるほど聞えたりする」

(何と聞えるか)「同じことばかり、考えることが…言葉になって一致したり…」

(たとえば何とっているか)「たとえば、車の音がブーブーといるとその音が考えている言葉になる」

(車の音に意味があるというのか、それとも考えたことが車の音で聞えるのか)「どっちも」(具体的には)「……」

(声に聞えるのは車の音だけか)「水道から聞えてきたり、鐘の音だったり、紙の音やら小鳥の声」

(鐘の音が聞えてくるのか)「聞えてくる。同じ考えがくり返し、堂堂巡り」

(鐘の者そのものが聞えるのか)「聞える」

(その他には)「前、電波がかかると気がしていた」

- (今は) (5～6分して) 「今、車の音が“大きい”といった」
(男の声か女の声か) 「男の声です」
(年寄りか若いかな) 「本当の声とこんがらがって、わからないですね」
(考えがあやつられることは) 「あります」
(どんな風に) 「考えていたら、自分はその考えにあやつられるみたい」
(その考えは自分の考えか) 「ほかの力に…、あやつられる」
(それは何の力と思うか) 「世の中が自分から動きよるみたい」
(それはあやつられるとは違うね) 「それとは別です」
(自分が世の中を動かしているという意味か) 「自分が動かしているような感じ」
(超能力か) 「いや、超能力ではない」(自分が自分でない気は) 「あります」
(どんな風に) 「ぼけ一つとなります」
(ぼけ一つとなるのと自分が自分でないのとは違うか) 「考えているとき自分が自分でない気がする」
(人の考えもわかるか) 「はい」
(たとえば) 「人の考えていることがちよつとわかることがある」
(考えを抜きとられるようなことは) 「相手に自分の考えがわかってしまう気がする」
(見えることは) 「見えることはないが、被害妄想がある」
(どんなことか) 「担当さんが歩いているのが…悪い所から来よる気がする」
(悪い所とは) 「恐くなったりします」(悪い所とは怖い所か) 「違います」
(どういう所か) 「自分の考えが全部わかってしまって…悪い所から来ているみたい」
(悪い所というのが分からないが) 「……」
(自分のことを意地悪するか) 「考えることをしめつける」
(そんな気がするのか) 「本当にしめつけられている」(誰に) 「頭の良い

奴に」

(頭の良い奴とは)「同級生」(どこの)「中学の」

(それは病気のせいではないのか)「考えていると横からチヤチヤいれるのはそいつ」

(人からじろじろ見られることは)「5年位前にちょっと」(あったというの)「はい」

(人から噂されることは)「ありました。こそこそこそ言いよった」

(人からつけられることは)「あります。恐い気がした、人が立っていると…」

(今でもあるか)「今はない」

(自分が罪深いと考えることは)「そんなことはない」

(自分は病気をもっているとか)「苦しいです」

(病気か)「頭の病気だろうと思う」

(頭の病気とは)「頭ががんがんで、いろんな考えが聞えてきたりするところ」

(死にたいと思ったことは)「ないです」(覚醒剤のときは)「似ていた」

(症状が)「似ていた…電波みたいのが聞えた」

(電波はその時だけか)「いや、ほかの時も」

(一番最初にこのような症状が出てきたのは)「10年位前かな」

(夜は)「あんまり眠れない」

(独り言や独り笑いはしないか)「時々することがあるようだ」

(どんな時にするか分かるのか)「刑務所が面白くなったとき」

(刑務所が面白くなるというのはどういう意味)「……」(にやにやして答えず)

(今ある症状で一番困るのは何か)「キンキンする」

(それだけか)「頭がこねまわされるようで苦しい」

(そういう時に薬をのむとどうなる)「薬をのむと落ちつく、やめるとよくない」

(5) その他

(i) (組との関係をどう思っているのか)「縁を切りたいと思っている」

(切ろうとしたことはあったのか)「入院していたとき」

(切れたのか)「切れなかった…義理がありますけん、面会に来て、戻ってこいといわれると…」

(このあとどうするつもりか)「なんかせにやいかんでしょうなあ」(と
いって笑う)

(今度のことはどうなる)「悪かったとは思わん…それが道です」

(失敗したことは)「人に迷惑をかけた」

(病院はどう思う)「まだ、本調子でない、治療をしたい。病院はよくしてくれた、春木先生…落ちつく」

(ちょっとしたことですぐ、かーつとなるのか)「はい」

(タクシーの運転手を殴ったり、タクシーを川に落としたり、あんなことしてどうするのか) (けらけら笑う)「勘にさわったから」

(勘にさわったら何でもやるか)「はい」(へらへら笑う)

(手の指づめについて聞くが、右小指はいつ、理由は)「18歳のとき、名古屋で組から出るためにした」

(左小指は)「20歳のとき和歌山でした…女の失敗」(にやにや笑い)

(左薬指は)「あんまり覚えとらんが、覚醒剤ぼけの時だった」

(ii) ○○拘置所に拘留期間の行動観察記録では全く異常の記載はみられ
ない。その間、ユーロジン(睡眠薬)一錠を就眠前に服用していたのみであ
る。

(6) 検査成績

(i) 脳波所見(昭和59年4月15日記録)正常。(詳細略)。

(ii) YG性格検査

情緒不安定、社会不適応の尺度が大である。すなわち、抑うつ性、気分
易変性、主観的、非協調的の尺度が高い。また、攻撃性の尺度が低いのは
現在の症状をよく裏付けている。(鑑定書に添付したプロフィールは略)

(iii) ロールシャッハテスト

反応数は少なく反応内容は単純で、想像力に乏しく非生産的である。発達段階的にはきわめて未分化な知覚を示し、客観的批判能力のなさ、抽象化能力の低さがみられる。強い情緒的刺激をもつ色彩カードに対して「地球の爆発」「火を燃やしている」と反応するなど、衝撃に出会うと感情を統制できず衝動的行動に走りやすい傾向がみられるといえる。また、平凡反応は少なく、たとえば平凡反応であってもその意味づけが特異的で「人が殺されて首が切れている」、「人間がお参りしている。お守り、火、靈感がある」、「悪魔」など、現実との適応に問題のあることがうかがわれる。

一、犯行時の精神症状

(1) 3月31日、被告は犯行時のことを次のように述べた。

(事件の日のことを覚えているか)「覚えている」

(何月何日の何時頃か) (2月24日の夜10時すぎ)

(場所は)「W市のクラブ…たそがれ」

(どうした)「撃った」

(誰を、相手は)「秋山組組長(仮名)」

(どうして、理由は)「以前、私が可愛がられた人が殺されたから」

(いつのことか)「10年以上前のこと」

(それで、ずっと狙っていたのか)「狙っていた」

(計画的だったのか)「いや、この日はたまたま飲みに行ったら居たから」

(偶然か)「はい」

(よく行く店か)「いや、2回め」

(その日は朝から何をしたか覚えているか)「組事務所に居た。そこに泊っている」

(何時頃、そこを出たか)「8時頃に出た」

(事務所で何をしていたか)「事務所にじーつとしていた。とくに何事もなかった」

(誰かが来たとか、話し合いをしたとか)「何もなかった」
(その日、朝飯は食べたか)「覚えていない」
(昼飯はどうだった)「……」
(誰かと食べたとか記憶にない)「覚えていない」
(食べたことも覚えていない)「食べたのは食べた。覚えている」
(夕食はどうだった)「事務所で食べた。何を食べたか覚えていない」
(それからどうした)「事務所からタクシーを呼んだ。それで〇〇町まで行った」
(たそがれのあるところですね)「はい」
(まっすぐ行ったのか、どこかに寄らなかった)「町を少しぶらぶらしてから行った」
(一人だったか? 誰か一緒だったか)「一人だった」
(その日は精神科の薬をのんでいたか)「その日はのんでいない」
(その日、いつもの頭の調子が悪かったとかそういうことは)「それはなかった」
(何かにあやつられるとか、命令する声が聞えたというようなことは)「ありません。枕もとに立っていた」
(何が立ったのか)「昔、殺された人が枕もとに立っていた」
(それで仇を討とうと思ったわけか)「はい」
(いつ頃から、そのようなことがあったか)「覚えていない、大分前から」
(では何回出たか)「覚えていない、何回も出た」
(その人の声で仇を討ってくれといったか)「いいえ」
(その人の亡霊にあやつられたとか)「それはない」
(拳銃はいつ手に入れたか)「1月頃」
(どこから)「それは…ちょっと」(にやにや笑い)
(そのために買ったのか)「いや、護身用に買った」
(ではいつも持って歩いていたのか)「はい」
(クラブに入ってからどうした)「そこに組長がいたので撃った」

- (どんな風にして撃ったのか)「後から、両手で拳銃をもって撃った」
(あたってか)「あたらんやった」
(どれくらいの距離か)「1メートル半か2メートル位」
(それからどうした)「店を出た」
(そのとき他の人はどうしていたか)「キャーとホステスたちが騒いだ」
(そのとき店の中に何人位いたか)「何人が覚えていない、3組くらいだった」
- (店を出てからどうした)「ある所へ行った」
(そこはどこか)「……」
(逮捕されたのは)「27か8日頃ですかねえ」
(その間はどうしていたか)「ホテルに泊ったりして逃げていた」
(その間のことは覚えているか)「わからん…」
(逮捕されたところは)「ホテル〇〇〇というところ」
(何時頃だった)「8時頃、朝の…」
(どうして居場所がわかったのか)「組から連絡してあった」
- (2) 4月24日、被告は犯行時のことを前回と異なり次のように述べた。
(犯行は何日だった)「2月24日」
(何時頃か)「夜10時半頃」
(この日の昼食はどこで、何を食べたか)「事務所で食べたが、何を食べたかわからん…思い出さん」
(何時頃に事務所を出たか)「8時頃だった…肉を食べに行くつもりだった」
- (誰と何人で)「三人で」
(事務所から事件の場所まではどれ位の時間がかかるか)「車で15分くらい」
(何キロくらいかな)「ちよっとわからんな」
(最初どこへ行ったか)「肉屋へ行った、リリーというところ」
(何時位までそこにいたか)「30分位しかいなかった」

(それからどうした)「マンションに帰った。若草マンション、…組のもの…」

(そこで何をしたか)「待っていた…撃つのに」

(誰を待っていた)「相手を待っていた…20分位…そしたら電話がかかってきて、相手が来たから…」

(それで行ったわけ)「はい」

(どこへ行ったのか)「たそがれ、クラブです」

(何時頃になるか)「時間はちよっと分からないですね」

(誰と、何人で行ったのか)「二人で…」

(誰かが運転したのか、タクシーか)「歩いて行った、近かったから」

(それからどうした)「相手は飲んでいて、みつけて撃ちにいった」

(その時、相手はどんな服装をしていたか)「ちよっとわからない」

(店の中に何人位いたか)「大体、15人位いたかなあ」

(何かいったのか)「黙って撃った」

この時、記憶を確かめるためにクラブ内の見取り図、組長、被告の位置関係を書かせた。他の資料のものと一致した。

(それからどうした)「黙ってまたビルに引き返した。それから3日位隠れていた」

(弾はあたったのか)「あたらなかった」

(弾は何発はいつていた)「4発」

(どうして1発だけしか撃たなかったのか)「ホステスが沢山居たし、わーっと立ち上がったのでホステスにあたると厄介だから」

(相手はあなたを知っているか)「知らない」

(どうして撃った? 動機は)「まあ、邪魔になったけん」

(この前の時は私に世話になった人が殺されたからといったが)「それもある」

(いつ退院したか)「1月31日」

(事件は2月24日、その間に襲撃の準備をしたのか)「自分は準備しませ

ん、組のもんがしました。お前がやると精神病だから無罪になるといって」

(拳銃もか)「組のもんから預かった」

(逃げてからどうしたか)「2月28日に組のもんが警察に連絡して捕まった」

(マンションにずっといたのか)「そこを逃げて、すぐ他のビルに行った。そこに2日位泊って、ホテルに泊ったりした…2日くらい」

(逮捕されるときは)「ホテル○○○…というホテル」

(何時頃か)「朝の8時頃、刑事たちが来て、殺人未遂で逮捕するといつて、捕まった」

(独りでいたのか)「女と一緒に。8時頃逮捕に来るといったから…組のもんが…女は先に帰らせて…待っていた」

(何故、組のもんが警察に知らせたのか)「自分が自首するといったけんねえ」

(逮捕されてから)「○○警察署にいった。15日いた」

(それから)「すぐ○○拘置所に来た」

(以前、可愛がってくれた人とは)「○○さん」

(枕もとに立つたというのは本当か)「10年位前から立っていた…今は立っていない…○○さんは秋山組から殺されたのは本当」

(それで相手を狙ったわけか)「はい」

(犯行はあなたの計画だったのか)「組のもんが…」

(この前の時はそういかなかったが、組のもんを庇っていたのか)「はい」

(庇わなくてもよくなったのか)「組のもんが白状したから隠す必要がなくなった」

(どうして白状したと知っているか)「何日か前に刑事がここに来て言った」

(拳銃はどこに捨てたのか)「捨てません。事件のあと…組のもんに返した。それは出てきた」

(3) 犯行後取調べの段階での被告の供述の要旨

(i) 被疑者は59年3月8日、〇〇地方検察庁〇〇〇〇検事に対して次のように供述している（要旨）

「自分が世話になった〇〇〇が秋山一家の者から殺されたことや菊川組（仮名）と合わず川島組の秋山は邪魔だった」

「2月24日午後9時30分頃、クラブたそがれに飲みに行った」

「入ってみると秋山組長が一人でのんでいるのに気づき、護身用にもっていた拳銃を撃った。はずれたがまわりにホステスがいたのでやめて店を出た」

「拳銃は2月初めにW駅前では知らぬ男から護身用に10万円で買った」

「逃げる途中、〇〇山付近でタクシーの窓から拳銃を投げ捨てた」

(ii) 3月7日W警察署での供述でもほぼ同様のことを述べている。

秋山会長と会ったのは偶然であったこと、拳銃は護身用に買っていたものであったこと、そ撃に失敗したことはわかったが、再度撃つとホステスにあたることを恐れたこと、会長の座席の様子や位置を正確に覚えていることなど特徴がある。

しかし、「撃ったあとホステスがキャーッといったが立たなかった」などあまりに具体的すぎる点も見られる。

(iii) 3月9日の供述調書もほぼ同様であるが、

「拳銃は15万か16万円で買った」ということになっている。さらに、犯行後2月28日、にラブホテル「〇〇〇」で逮捕されるまでは、「ホテルの名は覚えていない」とか、「一緒にいた女は〇〇百貨店の下の角でひろった」などとあいまいな一見嘘とわかるような陳述を続けている。

(iv) 被疑者の面割捜査（3月14日、3月15日）

面割捜査で被告は秋山会長と一緒にいたホステスとママを識別しており、さらに、一緒にいなかったホステスを正確に指摘できた。さらに、事件当夜クラブ内にフェニックスが置いてあったが3月17日の現場検証の際はゴムの木に変っていたことなども記憶していた。

(4) 犯行時の目撃者による被告の態度

犯行時犯行を目撃したホステスたちは被告の態度を次のように述べている。

(i) 山川アキ(仮名)は、「首を左右に回して店内を見渡すようにしていたので、誰か客を探しているかと感じました。そして、その男が振り返ってからゆっくりした足どりで一番テーブルに坐っていた秋山さんの後ろの方に歩いて近づいて来たのです。(中略)男は拳銃を撃つ時やその前後無言のまま、撃った後すぐにやや急ぎ足の感じで歩いて店の入口方向に立ち去って行ったのです」

(ii) 藤木信代(仮名)は、「店内の様子をぼーっとした感じで見ていました。そのぼーっとした感じとは、誰かを探しているようなシャキとした感じではなく、酔っぱらいが焦点が定まらずふわっと歩いている感じてした」

(iii) 大石弘子(仮名)は「男はゆっくり歩いて行き、エレクトーンの右横にある植木の横付近まで歩き、そこで立ち止って首をゆっくりと左右に回して私たちや河内さんらのいる方をぐるっと見渡し、それから入口方向に振り返りました。この男は動作がゆっくりでぼーっとした感じで、例えば人が酔いすぎてぼーっとした感じで目はうつろといった感じてした」

(5) 犯行後の精神症状について(鑑定人の鑑定以前)

(i) 昭和59年3月8日、取調べ中の供述態度について、古木司郎(仮名)検事は左記のように述べている。

「奇異行動はなく、質問に対しても一応応答している。しかし、供述内容は他の関係証拠と矛盾する点が多く、大部分は組織的犯行を否定するための虚偽の供述と思われるが、精神分裂病による思考障害に起因し、矛盾供述をしている疑いも強い。なお、被疑者の目はうつろ気味で、会話時にも表情の変化はほとんどなく、冷たい印象を受ける。ただ、右矛盾点を追及すると激しやすく、反抗的な態度を示すことが多い」

(ii) 春木和夫医師診察所見(昭和59年2月28日逮捕時)

「精神症状は軽症で寛解状態に準ずるものであった」こと、すなわち、「車

の音が声に聞える。自分の声が聞える」と訴えていた。不眠傾向があり、病識もあった。

「応答は礼儀正しく、言語は明瞭であった。事件以外のことははっきり答えたが、事件のことは“分りません”“さあ”とか答を避けた。判断能力は正常であると判断した」

「服薬状況については、事件前7日間ぐらい服用していない。2月21日まで服薬し、その後中断したために2月28日には錯覚が出現するに致つたとみるのが妥当である」

「事件当ても寛解状態であったと考えられる。服薬が必要である」

(iii) 河北靖男(仮名)医師の精神衛生診断書(昭和59年3月14日)

「精神分裂病がほぼ寛解した状態にある。症状としては、冷たく硬い態度、拒否の態度、幻聴錯覚、不眠などがある。犯行時も同様状況にあったと思われる。精神症状と本件犯行との関係はない」。

「犯行時は服薬中止中であり逮捕後、まもなく服薬を再開したが、被告人は症状に大した変化はないといっている」。

「被告人は、分裂病者ではあるがほぼ寛解の状態にあり、思考判断は理路整然としており、本犯行もその病的心情とは無関係である。したがって、犯行時における是非の弁別能力とその弁別に従って行動する能力はあったと考えられる。被告は入院治療の要はなく、公判には十分にたえられると思う」。

一、考察

(1) 中学生高学年になると成績が低下し、怠学、非行、粗暴となる。その後、一定の職につかず(ついても長続きせず転職を繰り返す)、非行、少年鑑別所、少年院、刑務所、そして暴力団とお決まりの経過を辿った。その後も暴力団との関係を持つ中で、指つめ、刺青、覚醒剤使用と、その被告の生活歴は、典型的な暴力団組員の経過をとっている。聴取し得た限りでは、家庭環境に重大な問題があったとも考えられず、性格的な問題が関与していると推定される。

(2) また、中学卒業後の生活態度、性格の著しい変化は、一部は病的過程（精神病発病）の前兆かもしれないが確定はできない。昭和48年1月に確定した宮崎刑務所服役中に体の具合が悪いと家族に連絡をし、被告自身も「頭がこねまわされる気がした」、「電波や声が聞えていた」と述べている。このことから発病は昭和48年のうち（24歳頃）と思われる。その後症状は進行している。すなわち、出所後（昭和49年4月）、きわだって人格が変わり、寡言、寡動、自閉がみられており（父親による）、その年の9月には不眠、徘徊、夜中に歩き、親に金をせびり、興奮、不潔、独語、空笑などがみられている（W保健所記録）、その後、独語、興奮、暴力行為、不潔、自閉がみられ精神鑑定を受けたが二回はいずれも不要措置となっている（同記録）。明らかな精神症状があるにもかかわらず不要措置となったのは被告がやくぎであったため、病院が避けたとも考えられる。

(3) 昭和53年5月26日、初めて「精神分裂病」として精神科の治療を受けている。この時の症状は、無為、無言、自閉、不潔、衝動的に暴力・器物損壊するなどであった。

治療によって比較的早く、大きな欠陥状態を残さず寛解した（川口康子院長）。57年1月まで外来通院し、服薬中止のところ57年6月に大した理由もなくタクシー運転手を殴り逮捕され、再度、精神鑑定となった。その結果、7月2日にB病院に入院した。診断は精神分裂病で気分易変、思路障害、情動的行為とが認められたが、比較的早期に寛解状態となり、受動的、単調、自主性に乏しいなどの特徴は認められたが粗大な人格障害を残さなかった（春木和夫医師）。

(4) 現在の症状のまとめ

(i) 弛緩状態で深刻味がなく、子供っぽく、表面的。積極性がなく単調、緊張や注意の持続がなく、集中力がないなどの性格特徴がみられる（意志・意欲・感情の障害）。空笑。落ちつきのない多動。社会適応性がきわめて悪く非現実的（心理テスト）

(ii) 思考障害、すなわち思路の連合の疎密化、粘着、抑止傾向がみられる。

(iii) 幻覚(チャイムのような音)。「頭をこねまわされる感じ」(体感幻覚の一種か)。「車の音や鳥の音が自分の考えていることとなって聞えてくる」という異常体験。この体験は、錯覚というより、実際の音に意味をもたせる妄想知覚に近いものとも、考えたことが声となって聞えるという思考化声とも考えられる。

わざとらしく、症状を問うと総て「あります、あります」という傾向が最初には認められた。これは詐病というより、精神病の症状の一つの出まかせ応答(Vorbeiladen)であると判断される。さらに「あります」という症状について具体的に内容を突っ込んで聞くと、存在していないものはあいまいになってしまい、存在しているものとししないものとの判別は可能であった。また、幻覚や妄想は精神病院の入院歴があることから他患者の真似をしている可能性は否定できないところもある。その理由は、たとえば幻覚は入院後からでてきているなどがあげられる。しかし、思考化声や妄想知覚などの症状は素人が出鱈目にいえるものではない。

(iv) その他、中等度の知能障害がみられるが、これは先に述べたように思考障害、意志・意欲障害(性格障害)による二次的なものと判断される。

(5) このような精神症状を来たす疾患には次のようなものが考えられる。分裂病、てんかん性精神病、覚醒剤中毒およびその他の薬物中毒、脳器質性精神病や内科的疾患に続発する症候性精神病などである。

身体症状や神経学的所見および脳波検査によって、てんかん性精神病、脳器質性精神病、症候性精神病などは除外できる。

覚醒剤中毒後遺症と分裂病が検討の対象となる。覚醒剤使用の前歴があるが(詳細ははっきりしない)、注射痕その他より最近使用していないことは信じてよい。さらに、精神症状の出現時期と使用時期のずれ、量などから、精神症状の悪化に一時的に何らかの影響を与えた可能性はあるとしても、覚醒剤中毒と診断できる根拠に乏しい(春木医師)。

(6) 幻覚、妄想、昏迷や興奮、無為、自閉などの症状は他の精神病でもみられることがあり必ずしも特異な症状ではない。そこでシュナイダー

(Schneider)は妄想知覚、思考化声などを分裂病の第一級症状として分裂病の診断の最も重要な症状とした。

被告人には妄想知覚ないし思考化声、表面的な機械的対人反応などの分裂病特有の症状が認められている。加えて性格の子供っぽさ、浅薄化（深刻さ、緊張がない）、積極性低下、意欲減退かど分裂病の寛解期にみられる症状が認められる。すなわち、精神分裂病の寛解期と診断される。

(7) 診断については、川口康子、春木和夫、河北靖男（いずれも仮名）など精神科医師の診断と一致した。しかも、被告人の分裂病の特徴は、環境を変える（入院させる）と比較的早期に症状が軽快し、薬物が有効で、寛解時の欠陥状態、性格変化や思考障害の程度は比較的軽い（川口康子、春木和夫医師）。

(8) 犯行時にも同様疾患があったと推定される。精神薬物の服用を中止しているが、21日まで服用したとのことである（春山医師）から、犯行時は4日間服用していないことになる。その服薬中止によって精神症状がとくに悪化していたとは思われない。そのことは犯行時の態度や犯行後の取調べのときの態度、および2月28日の春山医師と3月14日の河北医師の診断所見からも推定できる。さらに、犯行そのものが組関係による計画的犯行であり、犯行は偶発性のものでなく計画性がある。なお被告による犯行時の記憶は保たれており、犯行時意識障害や強度の妄想や幻覚が存在して、それによって行為が強く規制（コントロール）されていたとは認められない。たとえば、現場の状況を冷静に判断しており「もう一発撃てばホステスに当たったら面倒なことになる」と咄嗟に判断している。組関係者は最初から計画的に被告を利用したのであって、動機はあいまいで“のせられた”のであって、精神症状のせいではない。さらに、自己や組関係にとって不利益な点については「覚えていない」といったり、あるいは虚偽の陳述を行っている点からも、当時記憶が喪失していたり、善悪の判断ができない状態ではない。

鑑定の初期には、犯行時の記憶がきわめてあいまいな点があり、単独犯

行を主張していたが、鑑定の後半になったら組ぐるみの犯行であると主張した。それは、組関係者が白状したので、もう庇う必要がなくなったからだと述べた。すなわち、犯行も犯行後もその言動は計画的で計算されたものであった。

(9) 精神分裂病の診断が確定すれば、すべての行為が責任無能力と考えるものもある。しかし、最近では、そのような画一的、機械的な考えでなく、その症状の性質、程度、犯行の動機、犯行と行為との直接的因果関係によって、責任能力を考える立場も主張されている。鑑定人は後者の立場をとるもので、本件被告は犯行時に是非善悪の弁識の能力が喪失していたものではないと判断した。もちろん無症状ではないので被告の一般的行為に一定の影響を与える可能性はあるが、本件犯行と精神症状とは直接、関係ないものと判断される。

(10) 被告は今後も症状の悪化が見られる可能性があつて、将来措置入院も必要となる可能性もあるので、長期にわたる薬物療法の必要がある。しかも環境によって症状が変動することから、環境の調整も重要である。しかし、現在、精神衛生法23条による措置入院には該当しないと判断した。

一、鑑定主文

被告は精神分裂病に罹患しており、現在、寛解状態と診断される。精神症状は認められるが、その程度は軽度で、是非善悪を弁別する能力、およびその弁別によって行為する能力は保たれている。

犯行時にも同様疾病に罹患しており、同様程良の精神症状が存在していたものと推定できる。したがって、本件犯行と精神症状、服薬の中止などとは直接の関係はないと推定できる。

昭59年5月6日

住所、所属 (略)

鑑定人 原田正純

(解説)

精神分裂病に罹患していることは明らかな例であるが、現在、いわゆる寛解期にある患者の犯行に対して行われた精神鑑定であった。

昏迷、奇異な姿勢や常同症など著明ではないが、短期間の興奮・多動がみられることから DSM-IV では緊張型 (295.20) に近い病型と考えている。この病型は症状が短期間で改善され寛解期の症状も軽い。このような寛解期に行われた犯行については当然責任能力があると考えらるべきであろう。

この例の弁護側は不満らしくかなり激しい反対尋問を受けた。しかし、精神医学的な見解の差は別としても、実際に精神病院に入院させても短期間で退院することは明らかであり、暴行・傷害など犯罪を繰り返すことも明らかである。病院は症状が軽快したものを長期にわたって拘禁状態に置くことはできないし、さらに、他の患者に対する影響を考え、院内で事件をおこす可能性もあり精神病院としては歓迎されざる患者である。早期に入退院を繰り返すので、組関係者は精神病であることを利用し、さらなる事件に巻き込む可能性も大きい。また、本被告は退院すると急激に症状が悪化するところから、症状の増悪に環境因子の関与が大きいことが考えられる。さらに、本被告の場合、退院または退所すれば大物組長を狙撃したわけであるから命を狙われることも必定である。被告は組を抜けたがっているのであるから援助が必要であり、環境の整備が不可欠である。

精神障害者でない暴力団員の場合は犯行によって、それ相当の期間刑務所に入ることになるのだが、精神障害の場合、同じような事件を繰り返すことがわかっても事件待ちの状態、事件を起こしても精神障害者であることが理由で短期間の入院で拘留できず、また同様なことを繰り返す。このような触法精神障害者を専門に治療する施設がない限り同じことが繰り返される可能性がある。そのこと自体が人権問題に抵触しないだろうか。

鑑定例6 精神分裂病で強姦と交通事故で2回の鑑定で責任能力ありとされた事例

第1回目の鑑定は昭和56年12月で第2回目は昭和58年10月であった。

鑑定書

私は昭和56年12月10日、〇〇地方裁判所秋田雅夫（仮名）判事補より、吉田実に対する強姦致傷被告事件について精神鑑定を依頼された。

鑑定事項

一、被告人の本件犯行当時の精神状態について

よって鑑定人は被告を昭和57年1月19日、同1月20日、同1月29日、同2月3日、同2月5日、同2月10日、〇〇市、〇〇拘置所において精神医学的診察を行い、同2月4日、熊大体質医学研究所気質学教室において脳波検査および心理テストを行った。また、2月8日にはA市〇〇の被告人の実姉芳川和子（仮名）（33才）と面談、調査し、翌2月9日にはB市〇町〇〇、H精神病院中田晋（仮名）医師と面談、調査し、同日、C市〇〇〇〇の実父吉田隆志（62歳）と面談、調査した。さらに、被告の了解を得てA市、A中学の在学中の状況を調査した。これらの結果と本件書類を参考にして本鑑定書を作成した。

私の鑑定した被告は下記の通り。

本籍および現住所 （略）

職 業 会社員（商事会社）

吉田 実

昭和28年4月9日生（28歳）

一、被告の公訴事実は起訴状によると次の如し

被告人は奥村美代子（仮名）（当20年）を強いて姦淫しようと企て、昭和54年8月29日午後7時30分ころ、電話で同女をA市〇〇の栄光タクシー（仮名）の車庫に誘い出し、同所から同女を自己運転の普通乗用車に同乗させ、A市〇〇付近の林道まで連行し、同日午後8時ころ、同所に駐車中の右自

動車内において、同女に対し「言うことを聞け、聞かな帰さんぞ。聞けば殺しはせん」などと申し向け、かつ、平手で同女の顔面を10回位殴打したり同女の身体を押さえつけるなどの脅迫・暴行を加えてその反抗を抑圧した上、2回にわたって強いて同女を姦淫し、その際、右暴行等により、同女に加療約2週間を要する右肩関節内障、顔面・右側頸部打撲等の障害を負わせたものである。

鑑定記録

一、家族歴（略）

一、生活歴（被告と実父の陳述と一件書類により作成）

本籍地で生まれ、生下時正常で元気で特に疾患に罹病したこともない。A市A小学校、A中学校卒業。A中学時代に1年と2年、特殊学級に在籍したという。（注：被告ははっきり陳述しない。（以下略）。

B県〇〇郡D町県立D高校農業科に入学した。成績は最下位で、クラブなどにも参加しない。喫煙、単車の無免許運転、集団暴力事件などしばしば校則に違反し、謹慎処分を受けた。卒業後就職するが長続きせず転々とした。すなわち、A郵便局のアルバイト1か月、A市〇〇造船に3か月、B市〇〇地〇〇工業に3か月、A市〇〇組（土建業）に3か月位、B市〇〇工業も3か月位、さらにA市〇〇建設に3年以上。このあと精神病院に入院した（後述）。それからB市〇〇のICの臨時工を6か月、B市〇〇米穀店に三か月、B市〇〇タクシーに1年位、B市〇〇造園に3か月位といった調子で転々とした。〇〇造園をやめたのが55年9月頃といい、その後B市の職業訓練校にはいったが3か月位でやめて、A市の実家にしばらく居り、56年3月にA市の姉の家に居候をし、5月に現在のA市の三笠商事（仮名）に入社した。仕事は日用雑貨の配達。運転免許は普通、自動二輪と大型特殊免許をもっている。

一、既往歴

出生時に異常なく、痙攣発作などなく順調に育った。内科的疾患を知らず。シンナー、ポンド、睡眠剤、覚醒剤などの使用経験はない。（以下略）。

一、現病歴（被告自身は病気に対する自覚がないために実父吉田隆志、実姉和子、中田晋医師の陳述をまとめたものである）

幼児期から少し変わった子であった。恐ろしさを知らず、川の深みに向かってどんどん入っていくような無鉄砲なところがあって困った。この頃、父も母も仕事で独りで放任されていた。それで関心を惹きたいのではなかったか。幼稚園に入ったとき、聞きわけがなく、落ちつかず、動きまわり手におえない、他の子供に乱暴する、全く手加減がないと苦情をいわれたことがある（父親談）。

小学校では成績は最低だった。中学に昇級するとき、特殊学級に入れてもらえないかと学校から相談があった。A中学校の資料によると、「特殊学級の記録がみつからないが、普通学級2年と3年の出席簿があるので特殊学級は1年だけでなかったろうか。成績は最下位ではなく、5段階評価で2が大部分だが3もいくつもある。IQ79、偏差値37との記載がある。“基礎学力がない。努力が足りない。節度がない。向上意欲なく長続きしない”」と記録されている。高校受験のとき被告はE工業高校に行きたかった。ところが、学校から「そこは無理だ」といわれて、D高校農業科に行った。高校には行ってから、自分の行きたいところに行かせてくれなかったと行って親に反抗し、喫煙、怠学、無免許運転、暴力行為などがみられるようになり、しばしば謹慎処分をうけた。家庭でも、暴力をふるうようになった。たとえば、父親が帰って来て、土間で地下たびを脱ごうとしていたら、いきなり後から走って来て突きとばしたり、母親が炊事をしているときいきなり後から叩いたりするようになった。卒業前に学校から「就職を世話しようとするが反抗して楯つくので指導ができない。一つ一つ文句をいう」と連絡があった。それでもやっと就職するが全く長続きがしなかった。（前述）（昭和47年）

他人に暴行をふるうことはなかった様子だが、仕事をやめて自宅に帰ってくると訳もなく父母に対して暴力をふるった。理由ははっきりしないが「自分の希望する学校に行けなかったこと」、また「特殊学級に入れたこと」

のようであった（父親談）。

20歳すぎるとますます暴力的になり、かーっとなると金庫の中から土地の権利書を取り出して焼き捨てたり、父母を叩き畳に火をつけたりするようになった。その度に110番を何回も呼んだ。パトカーが来ると話は落ちついているのでパトカーは帰ってしまう、帰るとまた暴れる、といったことの繰返しであった。

21歳頃、何か財産のことで不満があるようなことをいうので家裁の調停を頼んだことがあったが、被告は無言で何も言わないのでそのままになってしまった。この頃から鏡をじーっとみつめることがあり、また、夜中の10時すぎからテレビをじーっと見ており、不眠で、目が険しく、顔面蒼白となり、食欲もなくなり、「あいつがああいう目つきで見るのは何故か」「あいつは俺を嫌っている」「おやじが悪い」とか意味不明なことをつぶやき（独語）、急に笑い出したり、急に青筋をたてたりした。午前3、4時頃から寝るので仕事に行けなくなった。そのようなことが昭和53年2月頃から続いた。

家族が仕事に行っていると午後起きて、家具をめっちゃめっちゃに壊やし、出荷する前の米袋をナイフで切り裂き、野球のバットでガラスを全部叩きわったり、食事のとき食卓をひっくり返し、卵やカボスを母親に投げつけたりした。ために、保健所に届け、昭和53年3月9日、B市〇町、H精神病院に措置入院（分裂病）した。注射をうたれ意識不明のまま強制入院された。被告人は、「目が覚めたら病棟にいた」と陳述している。

H精神病院中田晋医師によると（昭和57年2月9日、鑑定人の調査による）、「分裂病の陽性所見、すなわち、幻覚、妄想などの所見はみられなかった。しかし、家庭内暴力は常識で考えられない程ひどいものであった。理由もはっきりせず理解に苦しんだ。高校頃から親に反抗し、3年前（受診の）から家庭内暴力があった。入院の1年前から、バットでガラスを叩き破ったり、車のガラスを割ったり、包丁を持ち出して両親を威したりするようになり、食事中に突然卵やカボスを投げつけたり、単車を叩き壊

わしたり、供出する米袋をナイフで破ったりした。夜は眠らず遅くまで起きて、独語、邪推などがみられた。また、人を避け、思い出し笑い、シャドーボクシングをするなど異常行動がみられた。それで分裂病ということで措置入院させたが、暴力の対象が両親に限られており、分裂病の陽性所見がたいことから、分裂病であったというより、小心、敏感、劣等感、曲解、爆発性、情性欠如といった特徴をもった性格異常と考えている。入院中はおとなしく、恥ずかしがり、全く異常行動はみられなかった。昭和53年8月24日に退院した。

53年9月6日から55年5月4日まで断続的に外来通院をしている。その間、B市〇〇電気やタクシーの運転手などをしていた。「職場の人が自分を馬鹿にしてみる」など邪推、被害的なことを訴えていた。気分が変りやすく、「よく叱られるので面白くない」とも訴え、くよくよと粘着、こだわるところもみられ、社会的な適応がきわめて悪いと思った。外来で精神療法とトロペロン、ハルシオン、ウィンタミンなどの薬物療法を行っていた。」

父親によると「退院後2年間はおとなしく、両親にもやさしい思いやりを示し、本当に別人みたいになった。しかし、2年後からはまた怒りっぽく、暴力をふるうようになってきた。」

昭和56年2月頃からA市の実姉芳川和子のところに転居し、そこから5月に現在の三笠商事に就職し通勤していた。姉の陳述によると、「一緒に住んでいないのでわからなかったが、物をこわしたり、父に暴力を振ったりしたので精神病院に入れられたことがある。しかし、父が弟をいらいらさせみ、口のきき方が悪く、あんな言い方をすれば怒るだろうと思うことがあった。愛情が足りないと思う。弟は退院してから自信がなくなって変ってしまったようだ。親父と喧嘩ばかりするので自分のうちに引きとった。話はわかるし、おとなしいし、上の弟よりやさしいところがあるので病気とは全く思っていなかった。」

今度の事件があってみるといくつか思いあたることがある。独りごとがあった。さかんにブツブツいいながら頭をふったりする。夜中に一人でケ

ラケラ笑ったりする。家族一緒のときも横を向いて坐って会話に参加せず孤立していた。頭をかかえこむようにうずくまって“頭が痛いのか？”と聞いてもはっきりしない。“ああいうことを言うのは何故だろう”、“どうしてああいう目で見えるのだろ”、“親父が悪いのだな”、“どうしてそういじめなのか”などとブツブツいっていることがあった。鏡に向かってじーっとしていることもあったし、物忘れがひどく、今食べたのに”ごはん食べたかなあ”などといったりしていた。」

犯行当時被告人の勤め先であった三笠商事の社長三笠太郎(仮名)は「仕事が満足にできなかった。計画が立てられず段取りが悪く、1時間位の仕事を1日ばかりでやったり、弁当を食べたのに、また弁当をもっていくといってみたり、唐突なことを言って皆を驚かせたり、話を上の空で聞いていて、同じことを何回も聞き、時にハッとするようなところがあった」と姉に話している。上申書(昭和56年12月4日)にも同様な記載があり、結論として「吉田君は頭が正常でないのは確かだと思います」と述べている。

一、現在症状

(1) 身体症状

体重65kg、身長169cm、体格中等、栄養良好。身体的、神経学的に異常は認められない。さらに、刺青、指つめ、注射痕などは認められない(詳細略)。

(2) 表情および診察時の態度

全く悪びれた様子もなく、素直だが、緊張感なく弛緩状。時にはにやにや笑いをみせ、子供っぽく、深刻味がない。それでも丁寧な挨拶をして入室する。応答は投げやりで、きわめて表面的で、真剣に考えようとはせず、“出まかせ、的はずれ応答”が著明で、会話はちぐはぐで、上の空といった印象。「わからん」を連発し、問い直すと“ハッ”とした様な、我に返ったような表情で今度は正しく答えたりする。数回の面談の間にも子供もっぽく、訳もなくにやにやと空笑している時がある。このような時はこちらの質問も注意して聞いていない。同じ答をおうむ返しに繰返したりする。ま

た、ある時はぐったりして大儀そうで、やや空虚な目つきをし、表情が乏しく、反応がきわめて遅く、応答が途中で途切れたりする。すなわち、鑑定期間中にも精神症状は変化している。しかし、拒絶、反抗、不機嫌な態度、表情は鑑定中には認められなかった。

(3) 知的機能について

(i) 見当識：月、日、時間、場所など正確に答え、先見当識はない。

(ii) 記銘力に障害なし。(以下略)。

たとえば順唱、逆唱などは迅速で正確 (以下略)。

(iii) 記憶力に粗大な障害なし、関心・興味の狭さは認められる。(以下略)。

(iv) 一般的知識もほぼ正。(以下略)。

(v) 計算問題は認められない。(以下略)。

(vi) 理解・判断力

(生まれつき耳が聞えない人がしゃべりたいのは何故)「発音を覚えられないから」

(税金は何故払わねばならないか)「全部が国のものですから…よくわからないが、仕方がない」

(都会の土地は田舎の土地より何故高い)「利用する価値が大きい」

(利用する価値とは)「人が密集しているために、利益が大きくなる」

(鉄は熱いうちに打てというの意味は)「熱い時は柔らかいから思うようになる」

(未成年の労働が制限されているのは)「わかりません」

(朱に染まれば赤くなるというのは)「まわりのものに染まりやすいということ」

(友達が悪いと悪くなるのは何故)「考え方が似てくるからでしょう」

(塵も積もれば山となるとは)「努力すればいい。まあ、高く、よくなる」

(犬も歩けば棒にあたるとは)「わからんです」

(弘法も筆の誤りとは)「わかりません」

(サルも木から落ちるとは)「どんな人でも失敗があるということ」

(犬とライオンの共通点は)「尻っぽがあり、四つ足です。服を着ない」
(犬とライオンの差は)「ライオンは百獣の王で大きい」
(斧とのこぎりの共通点は)「二つとも柄があって刃がある」
(バナナとオレンジの共通点は)「果物」
(バナナとオレンジの差は)「形がちがう」
(空気と水の共通点は)「透明」
(自転車と自動車の共通点は)「タイヤがついている」
(自転車と自動車の差は)「二輪と四輪です」
(卵と種子の共通点)「どちらも種みたいなものですけど」
(石油と水の共通点は)「液体です」
(石油と水の差は)「燃えるのと燃えない」
(天皇と大統領の差は)「国がちがう。大統領といたら主にアメリカ、
天皇といたら日本」

(法律と道徳は)「法律は国が決めたこと、道徳は人間としてのマナー」
すなわち、理解・判断は表面的で、少し思考を要するものについては簡単に
「わかりません」と投げ出してしまいう傾向が認められる。

(4) 精神症状について

(i) 病的体験、自我障害など

(全体的に気分は)「晴れない…頭が痛くて薬をもらった」
(いつも頭が痛いことがあるのか)「今まで1回位」
(他に痛いところは)「思いあたらない」
(憂うつになることは)「憂うつとはどういうことかね…いつも憂うつな
んよね。」
(いつ頃からか)「ちょっと…覚えんけど大分前から」
(落ちつかずにいららすことは)「はい、あります」
(どういう時か)「普通のことでも、他のことで都合の悪いことがあると
落ちつかなくなります」
(都合の悪いとはたとえば)「ちょっとしたことで気にさわる、不機嫌に

なる」

(か一つとなって喧嘩したことは)「ない」

(怒りっぽい)「考える方ですけど怒りっぽい」

(聞えるようなことは)「若い時、学生時代はよく喧嘩していたから、自分のことを知っているのではないかと気になります」

(誰が知っているように感じるのか)「皆です」

(声が聞えるのか)「自分自身が用心深いので気になります」

(聞えるかというの)「あ、聞えます」

(何と知っているか)「間接的に自分のことを知っているなあと思います」

(拘置所の中でも聞えるか)「そうですね」

(本当に人の声が聞えるか)「いいえ…いや、はい、寝ついてもすぐ眠れないので起きていると…物音か何か聞えると…考えで変るのですね、人の咳とかも聞えると…そのひょうしに考えていることが、間接的に聞える気がする」

(バイクの音とか鳥の音が意味があることは)「あります…バイクの音を聞くとすかっとします」

(音に意味があるかように聞こえるか聞いている)「B市にいた時、そういう気がした」

(具体的には、どんな)「バイクの音が聞えた時に、自分が今まで考えていたことが急に客観的に見つめられるようになりました」

(人からあやつられるような気は)「しない」

(憑きものがした気は)「ない」

(自分の考えが人にわかるようなことは)「わかりません、あまり考え過ぎたと思います」

(自分が自分でない気は)「自分の調子の悪いときはそんな風にありましたけど」

(いつ頃のことか)「昔から…前から自分の思うようにならないと、自分

が自分でないようにあります」

(ぴんとこないことは)「まあ、そういうときぴんとこないですね」

(自分に超能力があるような気分は)「ない」

(考えが抜きとられる気は)「多少は人が自分の真似をする気はします」

(電波がかかるようなことは)「ない」

(人が意地悪をする)「全部から好かれるわけでないので多少はあります」

(人がじろじろ見る気は)「しない」

(人から追跡されている気は)「しない」

(この前はあるといったが)「自分の都合の悪い分だけ先のことを考えていました」

(邪気っぽいと思うか)「無邪気か。反対か…今はそれほどないですけど」

(いろいろなものが自分に関係ある気は)「前はありました。関係のないことでも興味をもっていましたから、そのうち、何もかも関係あるようにみえました」

(不安は)「やっぱりあります、将来どうなるかというような…」

(自分の性格は)「自分ではよくわからないのですけど」

(今までの失敗は)「先のことを考えすぎて失敗しました」

(たとえば)「人の気持を考えたら、いろいろと先のことが気になって…」

(ii) 入院時の症状について

(入院した病院は)「H精神病院」

(いつからいつまで入院していた)「いつからといわれても…3月中旬から8月中旬です」(何年くらいか)「えーと…24歳から25歳です」

(病名は)「わかりません」

(どんな症状だった)「自分で考えてみると少し神経質になりすぎていたと思います」

(神経質になるということは)「その時は何でもかんでも考えていましたから」

(入院の理由は)「先生から家で暴れたといわれたのですけど」

(どんなにして暴れた)「覚えてないんですけど」

(暴れたことを覚えていない)「はい、前のことですから」

(何も覚えていないのか)「暴れたのは覚えています。神経質になっていましたが、自分で納得のいかないことがいろいろあったから、自分なりに考えていました。親とのもめごとですね」

(どんなに暴れ方か)「その辺はちょっと覚えていないんですけど、バットを振りまわしてガラスを割りました」

(入院は自分でいったか)「暴れたので警察が来て警察につれていかれて、病院に直ぐ連れて行かれた」

(注射をして)「ええ」

(入院した時は)「覚えていません。注射で眠った」

(病気だったと思うか)「よく知らないですけど…神経科に行つたと聞きました」

(薬は)「のみました」

(いつまで)「結構のみましたけど、退院して1年位のみました」

(親は何といったか)「親は被害妄想といった」

(何故か)「いやあ、それは親がいったのです。自分は病気とは思っていない。親が悪いなあと思った」

(iii) アルコールについて

(アルコールは)「神経質になった頃には飲み出しました」

(いくつから)「25歳位から、まあちょこちょこ飲みました」

(最大のものでどれ位か)「コップ焼酎約半分位」

(意識がなくなることは)「ない」

(意識がなくなつて倒れたことは)「ない」

(iv) 家庭内暴力について

(中学は)「A中学」

(1年までは普通学級ではなかったか)「促進学級」

(促進学級とは何か)「わかりません」

(3年で普通学級に変わったのは)「わかりません」
(高校は)「D高校農業科」
(別の高校に行きたかったのでは)「E工業」
(そのことが不満で暴れたのか)「わかりません」
(どうして暴力をふるうようになったか)「わかりません」
(何が気に入くないか)「親が気に入らなかった」
(なぜ)「頭にくることを言われたから」
(たとえば)「馬鹿にしたことを言われるから」
(本当に言われたのか)「いつもそんな調子だった」
(実際、聞いたのか)「はい」
(聞いたような気がしたのではないか)「はい」
(どっちか)「どっちもありました」
(話声が自分のことをいっているみたいに思った)「そういうことがありました」
(独り言したのは)「はい、覚えています」
(何をいったのか)「わかりません」
(入院するときどうしたか知っているだろう)「バットでガラスを叩き割った」
(なぜ、理由は)「頭にきたから」
(何が)「何だったかなあ、…親が…頭にきたから…」
(何が頭にきたか)「いつも馬鹿にされるから」
(何を馬鹿にされたか)「何ということはない、いつも親からは馬鹿にされ、友達から学校でいじめられて、頭にきました」
(いつからか)「小さい時から…ずーっと一人前に扱ってもらってなかったから…」
(特殊学級のことか)「はい、それもあります」
(学級に入れられたのは親の責任ではないのでは)「親と先生が決めた」
(勉強しなかったからではないか)「できない子はみんな行った訳ではな

い。特殊学級に入れられれば馬鹿にされるとわかっていた」

(他人の責任ではないのではないか)「いや、環境です」

(鏡をじーっと見ていたことは)「覚えている。友達が見ていたので…見ました」

(どれ位、見ていたか)「1時間位」

(権利書を焼いたのか)「あれは暴れた時…あの頃やりました」

(なぜ)「やっぱり頭に来ていた」

(それと今度の事件は関係ないのか)「女とセックスがしたかったから」

(頭に来ていたのではない)「やっぱり来てました」

(何にきていた)「わかりません」

(家に火をつけたことは)「あります。コタツふとん、じゅうたんを焼きました」

(そういう状態を自分ではどう思うか)「わかりません」

(正常か異常か)「異常です」(では病気と思うか)「わかりません」

(頭に来る相手は親だけか)「わかりません」(喧嘩の理由は)「親のしつけの問題」

(たとえば)「家で仕事をする時…親からしつけや仕事の要領を習ったが…社会に出てみると…それでうまくやっていけないので…、自分独自でやっていく…それを親が強くいうから喧嘩になります」

(うまくやっていけないのは親の責任か)「そうです」

(v) 女性について

(初めての性経験は)「22歳」

(どういう女性)「昔の彼女」

(商売の女とは)「あります」

(セックスはどう思う)「好きです」

(月や週にどれくらい)「こっちはいつでもしたいけど彼女の状態もあるし…」

(事件のときはどういう状態だったか)「はい、元気がよかった」

(彼女とはどうした)「彼女とは喧嘩していたので…それで、他の女としたかった」

(vi) 今後のことなど

(将来どうするか)「まだわからない」

(どうしたいか)「出てから考えます」

(今回のことでどうなると思うか)「わかりません」

(出られると思うか)「わかりません」

(どういうふうになることが希望か)「わかりません」

(仕事を転々としているが、何故か)「わかりません」

(今回の示談の話は)「知っている」

(どういう決着になっているか)「身内の者しかわからないけど…渡したお金は90万円」

(そのお金はどうしたか)「貯金とか、家の人に出してもらいました」

(車はどうした)「あっ、車も売りました。30万円位です」

(示談の話はだれがしたのか)「親です」

(示談金の90万円は高いか安い、どう思うか)「……」

(今度のことはどう思うか)「悪いです」

(相手の人に対しては)「すまんです」

(強姦したあとにも電話したよね)「はい」

(その時、あやまったのかね)「いいえ」

(では、何故電話したのか)「またしたかった」

(したくなったらすぐ行動に移すのか)「…まあ、…いいえ」

(vii) 精神症状のまとめ

漠然とした抑うつ・不安状態、あいまいな幻聴、音に意味をもたせる妄想知覚、関係・被害念慮、現実感の喪失（離人体験）が存在している。問診例でわかるように具体性を欠き、出まかせ応答あるいは的はずれ応答と呼ばれる応答が著明であたかも誘導によるいい加減な応答にみえるところもあり、日によって応答が変動したりして真実性がないようにみえること

もある。しかし、一方において肯定と否定は日を違えてもほぼ一定しており、さらに、その他の被告の精神症状、たとえば、内的体験を漠然としか認識できていないこと、思考障害によってその体験を適格に表現できないこと、注意の集中、持続ができないことなどによって、さらに、応答がよい加減、でたらしめに見えるものであると考えた。また、病識がなく、深刻味がなく、自己の行為に対する反省もない。重大さについての認識もなく他人ごとみたいである。衝動的、自己中心的で、外罰的で勝手な自分に都合のよいような解釈、投げやりで、無関心で意欲がない、幼稚で短絡的な思考などが認められる。

(5) 検査成績

(i) 脳波所見（昭和62年2月4日）（詳細略：境界異常）

(ii) 心理テスト

YGテスト：判定はB型・不安定不適応積極型である。すなわち、情緒不安定、社会的不適応、活動的、外向的で、性格の不均衡が直接外面にあらわれやすい。反社会的行動に出やすいことを示す。

内田クレペリンテスト：作業量はB段階で、ものごとの処理能力が不足気味である。往く意思緊張が欠如し（第一目作業量の減少）、緊張・興奮の持続困難（休憩効果率の低下）を示す。作業量のむらが大きく、作業に対する意欲や気乗をおこさず、やればやるほど、調子づくどころか、逆に疲労と嫌悪の情を起こすタイプを示している。

ロール・シャツハテスト：反応数が多いが（33個）、半分以上を動物反応が占め、紋切型で内省に乏しい。すべてが全体反応で、与えられた課題を具体的に確実に解決していく能力と関係のある部分反応か全く欠如しており、現実的判断に劣り、衝動的・情緒的に反応しやすい傾向がうかがわれる。平凡反応は少なく、対人的協調性、社会的適応に問題がある。

最も目立った特徴は性反応である。性反応は、通常はそう見えても言わないもので、性反応が生じたら要注意とされているが、被告人の場合、検査者が異性であるにもかかわらず平気で10枚のカード中6枚に性反応（女

性の性器)を示している。たとえば、カードII「女性の生理これが血に見えてこのへんが女性性器に見えた」、カードIV「女性性器…まん中に中心がきていて、左右対称で、上が広いから毛がはえているような」。性反応の出現には、①性反応の表現に抵抗を感じない(性的倒錯、分裂病の無関心、躁状態等)、②表現に抵抗を感じても表現せずにいられない(性的関心の増大、強迫的態度等)の場合が考えられるが、被告人の場合次に挙げるカードVIIの例のように、表現に抵抗を感じている様子は全くうかがわれない。

カードVII「何かがセックスを求めているような絵に見えます。それがその影に見えます。女性が男にセックスを要求しているように見えます。女の人が自分をかわいくみられようとしているように見えます。それでセックスを求めているように見えます。顔が赤くなって一生懸命なように見えます。若い女性2人に見えます。若くない人にも見えます。セックスのほかは何も見えないような感じに見えます。男の人と体をひっつけあいたいように要求しているように見えます。激しい刺激がほしいような感じに見えます。でも表沙汰には決してしてほしくないような感じに見えます。」(以上は自由反応段階での表現)「ここが女性の性器に見えます。求めているように見えて、これは女性の顔に見えます。赤くなっているような。これは男性のものに見えるんですよね」。

総合すると、平凡反応の減少、全体反応が多いが質は低い、性反応の存在、情緒的明細化のゆきすぎた作話傾向反応など、健常人からの偏りが認められる。

文章完成テスト：文章は短く単純で、不完全なものもあり、表現力は乏しいが、特異な表現は認められない。事件についての反省の表現はなく、全60項目中9項目に女性への関心、結婚への願望の叙述があり、異性のことが支配観念となっていることがうかがわれる。たとえば、

私が知りたいことは女性の事です。

私がひそかに思うことは彼女がほしい。夫になりたいです。

私が好きなのは女です。

私の健康は女に見てもらおう。

結婚は多少あせっています。

調子のよい時はいつも女性といたいと思います。

私が忘れられないのは女性の事です。(以下略)

(6) 拘置所内動静表による

動静引継書(10月1日)によると、「軽卒、移り気であり、他の人に左右されやすい。言動にやや落ちつきがない。本事犯で相当ショックを受けているようである。職員の指示には従う。処遇上特に問題はない。」〇〇拘置所内においては「特になし」

一、犯行時の精神症状

(1) 被告人の陳述(2月3日、2月5日)

(犯行は何月何日だった)「8月29日」

(何時頃)「夜の7時です」

(その日の天気は)「晴ですね」

(その日の仕事は)「営業を6時位まで…」

(具体的には)「1トン位のトラックで各店に商品をおろして注文をとった」

(商品とは)「発泡スチロールのお皿です」

(仕事が終わってからは)「買物に行った」

(どこに、何を)「〇〇のスーパーに行って、その時彼女と知りあった」

(何を買ったか)「メモ帳です」

(いくらだった)「100円だった」

(どうして知りあったのか)「その時レジに居ましたから、声をかけた…何を話したか」

(話したわけ)「外へ出て電話で話した」

(電話はどうしてわかったか)「104番に聞いた」

(名前は)「奥村美代子さん」

(名前は どうして知ったか)「名札を付けていましたから」

(電話をかけて何といったか)「こっちもあがっていたのでよく覚えていないので…誘ったら、7時に出て来てくれるといった」

(相手がいったのか)「いえ、7時まで出られないということだったので、30分後ということにした」

(7時半と指定したのは)「むこうですね」

(相手はあなたを知らないのでは)「はい」

(知らないで指定するか)「出て直ぐかけたから、僕しかいなかったから…今、買物したのですが…会って下さいといった」

(何回電話したか)「1回です」

(最初から彼女が出たか)「いや、呼んでもらった」

(それで1回か)「あっ、切れたから…2回になります」

(電話をかけたとき何といったか)「ちょっと…」

(たとえば、“してもらえませんかね、エッチして下さい”とかいわなかったか)「はい、言いました」

(そういう電話を時々かけるのか)「いいえ」

(ではあの時、どうかしていたのか)「いいえ」

(初対面の人にそういうことをいうかね)「いいえ、彼女が好きだったからです」

(その時相手の反応は)「覚えていません」

(その時はどういうつもりだった)「半年前だから忘れました」

(最初からものにするつもりだったのか)「覚えていませんねえ」

(一目ぼれか)「さあ、わからない」

(誘った目的は)「さあ…覚えていません」

(呼び出してどこで待ったか)「その店のすぐそばで会ったと思います」

(どういうところか)「覚えていない」

(タクシーの置場ではなかったか)「ええ、そうだったと思います」

(彼女はどんなして来たか)「自転車で来た」

(どんなかっこうをしていたか)「制服です」

(どんな制服)「紺の縦じまのシャツと下が紺のスカートでした」
(それから)「それからは…」
(車にのせたのか)「はい」
(誰の車か)「僕のです」
(どんな車か)「青のカローラ2です」
(あなたはどんなかっこうしていたか)「作業服を着ていました」
(名札は付いていたか)「名札は付いていない。会社の名前があった」
(車の中でどういう会話をしたか)「よくわからない」
(どこへ行くのか聞かれたはずだが)「…さー」
(聞かれている。そしてそれに何か答えているといっているが)「行きつくところに行くと言ったのではないのでしょうか」
(いつから強姦しようと考えたのか)「さあ、計画がないから、わからない」
(では、乗せてどこへ行こうとしたのか)「さあ、わかりません」
(では、なぜ乗せた)「会うように約束していたから」
(乗せる時から計画していたのではないのか)「さあ…わかりません」
(いつ思いついたか)「わかりません」
(覚えていないということか)「はい…したことは覚えている」
(では、車でどっちに行ったか)「○○というところへ行った。現場は○○です」
(知っていたところか)「知りません」
(行ったことば)「前に1回あります。あまり覚えていない」
(では何故そっちへ行ったか)「…ただ走って行きよった」
(林道のところで車が来た)「はい」
(どうした)「追い越させた」
(どうして)「夜だったので…右折しようと思っていたので先にやりました」
(見られたら都合が悪い)「いいえ、そこまでは考えませんでした」

(本当)「いや、都合が悪いと」
(どっち)「都合が悪い」
(何故車を停めたか)「その時は強姦しようとしたと思う」
(最初はどうした)「強姦しました」
(相手が嫌がるのを強引にしたと言うことか)「そうです」
(殴ったか)「はい」(何回位)「10回位です」
(彼女が抵抗した時、彼女は何か言ったか)「覚えていない」
(君は何と言ったか)「何かいろいろ言ったと思う」
(何と言ったか)「おとなしゅうせんと帰さんぞとか、ちよっと…」
(彼女がつき合っている人がいるといわなかったか)「言ってますねえ」
(君がA市からD町、EからK市へ行くといったのは)「覚えています、車の中です」
(その時彼女は何といったか)「帰して下さいとか何とか言ったでしょうね」
(強姦してから何か話したか)「多少話したと思いますねえ」
(どんなことを話したか覚えているか)「彼女は母親が栄養士、じいさんが大工をしているとか話した」
(自分の話はしなかったか)「話した覚えがないのですが」
(それからどうしたか)「終わったらすぐ帰りました」
(トランクからタオルを出したのは)「汗拭いたと思います」
(何か飲まなかったか)「彼女が牛乳とパンをくれました」
(性交は1回だけか)「いや、2回しました」
(どこまで帰ったか)「車にのせたところまで」
(その日はどんな天気か)「夜だったけど暑かった」
(帰るとき何かいったか)「10時まで帰らにゃいかんといった」
(何時だったか)「丁度10時過ぎた頃」
(またつき合つてとは)「また電話していいですかといったら電話番号教えてくれました」

(どこの電話番号)「彼女の家のです」
(かけた)「かけました。彼女はいなかった」
(いつか)「覚えていません」
(彼女に電話したか)「いなかったので会社にかけたら怒っていたので切られました」
(悪いことしたと思わなかったか)「思いました」
(あやまったか)「いや、あやまっていない」
(彼女が君を好きと思っていたか)「そのことは言わんからわからんです」
(電話したのは何故か)「またしたくなつたからでしょう」
(いつ捕まったか)「9月4日頃」
(その時の様子は)「朝から刑事が家に来て、そのまま警察に行きました」
(何と行って連行したか)「警察に連行すると言われました」
(強姦の疑いとは)「警察に行ってから…」
(それから)「1か月警察にいた」
(今どう思っているか)「悪いことしたと思ってます」
(どうしてそういうことになったのか)「……」
(つき合っている彼女は)「一応いますけど…」
(彼女と関係は)「ありました」
(どうして彼女とつき合わなかったのか)「丁度仲が悪かったから欲しかった」

(2) 被害者(奥村美代子)の陳述(56年9月2日および9月16日の調書から)

「私が“もしもし電話かわりました”という若い男の感じの声で“吉田という者ですが”という後の言葉が小さい声だったので聞きとれなかったもので、“どういうことですか”という“電話で言えないから会ってもらえるかなあ。とにかく会いたいから栄光タクシーの元の所を知っているか”と言ったので“知りません”と答えたところ電話が切れましたので、公衆電話からかけているのかなあと思いました」

「同じ声で“奥村さんいますか”といったので“私ですけど”と答えると、“スワビルの近くだ。栄光タクシーがわからなかったら、近くの城の跡で待ってようか”と言ったので私は相手のいう場所がわかり“タクシー乗場なら知っています”と答えました。すると相手は“仕事は何時に終るか”と言い私が“午後七時半に終わります”と答えると、“待っているから”と言って電話が切れたのです。」

「どこへ行くのですかと聞くと男の人は“A市を通過してD町をぬけてE市を通過してK市に行く、行き着くところに行く”と応えたのです」

「道路上に自動車を停車させて、後から来た自動車を先に行かせたのです。私ははっきりUターンして帰ってくれるのだと思いましたが、意に反して、道路右側にあった自動車が一台通れる細い道路にはいったのです」

「私があまり大きな声を出して騒ぐので、男の人は平手で私の顔面を数回殴りつけながら“言うことをきけ、聞かな婦さんぞ”と今までとは全然違う恐ろしい声で私に言ったのです。私は必死に抵抗しながら“やめて下さい。私には付合ってる人がいるんです、結婚を考えている人がいるんです”と叫んだのですが、男の人は“そんな関係ない”とっていつこうにやめようとせず…さらに平手で4、5回殴りつけたのです」

「私は“満足したんでしょ、帰してくれますね”と何度も帰してくれるように頼んだのですが帰してくれず、男の人は私の出身高や仕事のこと、血液型や星座のことを聞いたので、本当のことを答えました。その間、私に“おれとつき合え、お前は親のいいなりになるのか、別れろ”とか命令口調で話しておりましたが、急にまた私の方に近づいてきて、“もう一回する”とって…」

「男の人は私の足もとに置いてあったバックから180cc入りのコープ牛乳のバックがこぼれ落ちているのをみつけて、これを飲んだ後、タオルを探しに裸のまま車外に出て、トランクからタオルを持って来て体をふきながら車にもどって来たのです。」「午後9時50分ごろ、やっと自動車を動かしてくれ、来た道を通って栄光タクシーの車庫まで送ってくれたのです。」

(昭和61年9月3日の調書から)

「“吉田ですけど会ってもらえるかな”と応答があったのです。この声には聞き覚えがあり、私を8月29日の夜強姦した男の人の声であることがすぐわかりました。私にあんなひどいことをしておいて平気でまた会社に電話をかけてくるなど何という人だろうと思うと同時にまた犯されるのではないかと思いきわなくなった」

「犯人の男が自分でA市出身の三笠商事に勤めている吉田実、28歳であると私に言っていたことことから、その人のことを先日警察の人に話してあります」

(3) 犯行時の検討

鑑定時の被告人の陳述と一件書類中の被告人の昭和56年9月5日付けの調書および9月13日、9月23日、9月25日のそれぞれの調書の内容と、昭和56年9月2日、3日16日の被害者奥村美代子の調書内容はほぼ一致する。したがって、被告人が犯行当時、のちに健忘をおこすような意識障害、錯乱、酩酊などは存在していなかったと判断される。なお、幻覚・妄想などに支配された唐突、衝動的、無計画な犯行であったという証拠もない。

一、考察

(1) 小学生頃よりいわゆる、“変った子供”らしく今でいえば情緒不安定児とでもいわれたような異常行動のある少年であったと推定される。すなわち、学習困難、集中困難、節度がなく、多動、落ちつきなく、抑制なく、粗暴さ等がみられた様子である。そのためいわゆる精神薄弱でもないのに、成績不良で、取扱いに苦慮して特殊学級にやられている（実父、中学時の資料）。そのため劣等感をもち、ますます拒絶、反抗的となり、高校時代には非行、家庭内暴力におよぶようになった。

高校卒業後、就職するも長続きせず、その理由も明らかでなく勝手にやめて、職を転々とし、いつまでも好きな高校に行けなかったことや特殊学級に行かされたことを逆恨みするような言動をみせ、次第に家族に対する暴力が拡大していった。すなわち、自己中心的で物事に執着し、自己の責

任を他に転嫁し、邪推・曲解傾向の強い性格偏倚がみられ、集中や我慢ができず、やる気がなく、ますます内向的となり、その唯一の発散として家庭内暴力がみられたと解釈することが可能である。

(2) 発病時期について

もともと前述のような性格偏倚が存在したことからいわゆる発病と考えられる急激な行動異常の発生時期の推定が困難である。高卒後の18歳から20歳頃から家庭内暴力がみられ、次第に常軌を逸脱した激しい暴力、器物破損がみられるようになっていった。一応、この頃の発病と推定できる。さらに、昭和53年2月(25歳頃)には、独語、空笑がみられるようになり、不眠、自閉、被害的言動(妄想?)が出現した。(独語、空笑がみられるのは慢性期であるので、それ以前の発病が考えられる)。そのために、昭和53年3月9日から8月24日まで精神科に措置入院させられた。退院後2年位は非常におとなしい状態であった。そこでの診断は仮に分裂病であったが、いわゆる分裂病の陽性所見を認めなかった(中田医師)。昭和55年暮頃から再び家族に反抗的となり、暴力を振うようになったので、姉が56年2月に引きとった。そこでも独語、空笑がみられ、孤立、自閉、注意散漫、集中困難などの症状が認められ、事件直前には集中困難や途絶を思わせるような症状がみられ、きわだった作業能力の低下が認められている(三笠商事)。

(3) 被告人の精神症状に対する反応

実父が鑑定人に述べたところでは、「自分たちがあまりにも放任しすぎ、愛情も足りなかったのでは」と反省しつつ、「小さい時から変っていて手をやいた。大きくなるにつれどんどんひどくなって、全く手に負えず、恐れおののいている。いつまでも昔のことを根にもって追求する。何でもないことを邪推して暴れる。独り言いたり、鏡の前にじーっと1時間も立っていたりするので精神病と思うが、精神科では病気でないといわれて困っている。治療した2年間は大変よかったので治療すればいいのではないかと考えている。また、最後の雇用主(山田勝二:仮名)も精神異常と考えている(一件調書による)。

実姉は「全く病気とは思っていなかった」と述べ、むしろ「父親に責任がある」とさえ思った。しかし、事件がおこってみると「独り言、空笑などおかしな点があったと思ひあたる」と述べる。

被害者奥村美代子（20歳）および、被告人の交際のある女性、川藤博子（仮名）（24歳）などは被告人に精神異常があるとは全く思っていない（一件調書による）。

精神科中田晋医師も「精神分裂病と診断したが、良く検討してみても被害的曲解あるいは恥ずかしがり屋といった受けとり方はしているが、精神分裂病によるものではなく、異常性格者と診断するのが正しいと考えます」、「情性欠如、爆発性あるいは質的性的異常性といった異常性格によるところが大であると考えます」、「異常性格に基づく行動は認められるも、その他の精神障害は認められない」（昭和56年9月22日の精神衛生診断書）と精神病に否定的な見解を述べている。鑑定人の中田医師に対する調査でも同様意見を陳述している。すなわち、いわゆる家庭内暴力が前景に見られており、精神病的症状がその背景に潜みその異常がわかりにくい状態であったことが被告人の精神症状の特徴といえる。そのことは専門家においても意見が分かっていたことで裏付けられる。

(4) 現在の症状のまとめ

診察および心理テストの結果を総合すると、子供っぽく、深刻味がなく浅薄、空虚。表面的で自己中心的、独断的、抑制困難、羞恥心・道徳心の喪失。注意・集中困難、緊張持続困難、無欲、無気力、下関、投げやり、また不穩、落ちつきのない多動、気分易変などの情意障害。上の空で出まかせにみえる的はずれ応答（Vorbeiladen）、対人反応すなわち疎通性の障害。思考・行動の解離・分離（ちぐはぐさ、連合解離）。病識の喪失、空笑、独語、自閉、家族に対する衝動的暴力行為。異常に強い性的関心および衝動的性的興奮。漠然とした抑うつ・不安感。内容のあいまいな幻聴、妄想知覚様体験、離人体験、被害・関係念慮などが認められる。なかでも目立つのは独特の精神機能の解体、分離。すなわち、人格の不調和、幼稚化と

荒廃、精神活動のちぐはぐさ、極端な表面的・機械的対応、思考の連合弛緩(飛躍や唐突さ)、自我意識の断絶など分裂病にみられる特有な多彩な精神症状が見られる。その結果、社会不適応、対人関係の崩壊などがみられる。

(5) 診断について

前述のように、現在の症状からみると精神分裂病の寛解期にみられる人格障害に一致する。しかし、精神分裂病の診断に関して第一級症状といわれているものは対話性の幻覚、昏迷や興奮、無為、自閉、妄想知覚、思考化声などである。これらを俗に分裂病の陽性症状とよんでいる。幻覚や妄想知覚様の症状が存在すると判断されるがその他の症状に隠れていわゆる陽性症状が確認されにくかったところに本被告人の診断の難しさがあった。すなわち、最近の分裂病の国際的診断基準(DSM III)からみると分裂病診断のクライテリアを十分に満たしているとはいえない。実際にそのために精神病と気付かれず、気付かれても性格の問題とされてきたわけである。しかし、一般的に日常的な臨床の場ではこのような例はしばしば経験する。代表的な2、3の教科書をみてみると、「単一型は分裂病のうちでも基本型と考えてよく、豊富な積極的な症状を欠き、貧弱な消極的な症状が病像を支配するところに特徴がある。日常体験にあたっての感情の動きが貧困、浅薄、生活態度が無気力・怠惰など、感情と欲動の減退がみられ、ときに無感覚・無関心の印象を与える。」、「初期症状として、まず気づかれることは、肉親に対するこまかい思いやりが少なく、また職務上の義務を怠りがちになるなどのことである。すなわち、家人に対してなんとなく冷淡な態度が生じ、また学生ならば理由なく学校をサボり、社会人ならば無断欠勤が度重なる。最初のうちは、日常的な安易な仕事ならば型どおり果たすことも不可能ではないが、その対人関係は表面的で内面的な深みのある交渉がない。一般に無表情、態度も無関心であるが、ときに表面的な愛嬌をみせることもある。発病当時、漠然とした心気症状、すなわち、頭が重い、疲れ易いなどを主訴として、医師を訪ねることがあるが、もちろん

真の病識がないから、治療を長く続けることはない。」「さらにすすむと、ますます退嬰的な傾向が顕著となり、決断力がにぶく、独力でことを処することが不可能なため、他人の介助が必要となってくる。結局、従属的な立場でなければ生活が維持できなくなる。頑固かつ偏狭な独自の立場を固守し、社会的に認められない孤立状態におちいることも多い。もっとも身近な配適者、子供に対しても冷淡・無情となり、これらから見捨てられることもある。」「このような場合、この欠陥状態と、精神病質である生来性の分裂病質との鑑別が、しばしば困難であることは前にも述べた。」「はじめの間は、家人や友人にも気づかれることが少なく、変人ぐらいに取り扱われていることが多い。」と記載されている（笠松章著、臨床精神医学、中外医学社）。

村上仁著、精神医学（医学書院）によると、破瓜病について、「発病は20歳前後のことが多く、身体の調子が悪いといい、頭痛、不眠などを訴え、仕事や学校を休み、終日家に閉じこもっている。茫然と無為徒食し、家族に反抗し、無目的に戸外を徘徊する。心気性症状を訴えるが、医師の診察を受けることを拒み、治療への意欲が乏しい。次第に独言、空笑が現われ、注意して問診すると被害の観念や幻聴があることが判るが、自からこれを訴えることは少ない」と述べ、さらに。「単一性痴呆とは精神症状が極めて少なく、次第に非現実的で孤独な生活に移行するが、一見分裂病質者、変人と区別し難いものである。社会から脱落してルンペン、売笑婦の群に入って生活しているものもある」と記載している。

稲永和豊著、精神医学（金原出版）では、単一型を、「思考障害と感情障害はみられるが、妄想症状や運動症状は欠けている。特徴としてみられるのは対人関係と外界に関する関心が減少してきて、人格の低下、無欲、無関心が現われてくる。つまり情動反応が表面的で、無関心、冷淡さ、意欲の欠如などが主な症状としてみられる。病気は数年の間に進行して徐々に人格の低下を来す。初期の症状としては、最も親しい家族の者や友人に対しても思いやりが欠けてきたり、社会的な責任に対してそれを無視するよ

うになる。怠惰となり、生産的なことができず、就職しても仕事ができない。犯罪者となったり経済生活においても破綻し、下層階級の中に生活するようになる」と記載されている。

すなわち、本被告人の精神症状は分裂病の単一型とよばれるもの、ないしは破瓜病と一致する。同様症状を示すものとして、覚醒剤中毒、てんかん性精神病、その他脳器質性疾患、心因反応などとの鑑別も必要であるが、現在それらの疾患である可能性はない。

(6) 犯行時の精神症状

長期にわたる経過からみて、犯行時に被告人の精神症状が現在の症状より著しく増悪ないし軽快していたとは考えられず、犯行時も現在と同様の精神症状が存在していたと推定される。

現在の症状から推定してみると、本件犯行への思いつき、実行への決意、判断、事後処理や対応などに関して本被告人の感情障害や思考障害、とくに人格変化などの症状が一部関与していることは否定できない。たとえば、犯行の思いつきは衝動的であったり、電話で「エッチしないか」と唐突にいつてみたり、制服を着たままで出かけたり、翌日再度電話をしたり、幼稚な面がみられる。しかし、あらかじめ名札を見ており、104番で電話を確認したり、その実行に至る過程は計算され、計画的なものであった。たとえば、横道にはいり込むとき後続車をやり過す(一件調書や被告人の陳述)などの冷正な気配りがみられる。また、犯行時の記憶はほぼ正確で、意識障害や錯乱も認められないし、幻覚や妄想に支配されて行われた犯行でもない。しかも、自己に都合の悪い点になると「覚えていない」と自己防衛するだけの能力も認められている。

(7) 責任能力

分裂病の責任能力については、すべて無責任能力という古典的考え方がある(中略)。しかし、最近では分裂病においても場合によっては責任を一部認めるべきだという意見がある。確かに、分裂病というだけで一律に無責任能力とすることはあまりにも画一的で安易に思える。鑑定人は、犯行の

内容、犯行時の精神症状の程度、内容、組み合わせ、犯行と症状との関係、さらに性格、社会的・環境要因など総合的に判断し、さまざま程度の責任能力を認めるべきと考えている。さらに、判断にあたっては治療的観点も重視されるべきと考えている。本被告人の場合、前述の如く多彩な精神症状が認められるもののその各症状と本件、強姦という犯行に関して直接の関係は認められない。したがって、本被告人は分裂病に罹患していることが認められるが、犯行時、是非善悪を弁別する能力は保たれており、それに基いて行為する能力が軽度（著明、中等度、軽度と分類して）減弱していたと判断される。

(8) 処遇

不幸なことに本格的な精神科治療を受けた期間は短く不十分であった。本被告人は精神分裂病の治療が将来的に必要である。しかし、直ちに強制的に（措置）入院させる症状には該当しない。先述の通り、本件の反社会的行為と精神症状との直接的、一義的因果関係を認めにくい。

鑑定主文

一、被告人は犯行時、精神分裂病（単一型）に罹患していた。しかし、犯行と精神症状の間に直接的な因果関係を認めない。すなわち、犯行時、精神病によって是非善悪を弁識し、それに基いて行為する能力は完全でなかったにしろ喪失していた状態とは考えられない（心神喪失ではなく心神耗弱に相当）。

昭和57年3月23日

所属・住所 （略）

鑑定人 原田正純

先の事件（昭和56年8月29日：強姦致傷被告事件）から1年2ヶ月後、鑑定書提出後の約半年後に再び事件をおこし再鑑定となった。

再鑑定書

吉田実に関する業務上過失致死事件に関して、昭和57年10月6日、〇〇地方裁判所〇〇〇〇裁判官より、被告人の精神状態が過失事件に与える影響についての精神医学的な鑑定を求められた。したがって、私は被告人に面接および事件記録と昭和57年3月23日付の私の鑑定書をもとに本鑑定書を作成した。

一、私が鑑定を求められた被告人は左記の通り。

本籍・現住所 (略)

職 業 無職

吉田 実 (仮名) (29歳)

昭和28年4月9日生

一、事件の概要

(1) 公訴事実によると

被告人は、昭和57年10月8日午前8時55分ころ、業務として普通乗用車を運転し、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇番地先道路を〇〇町方面から〇〇町方面に向かい進行するに当たり、同所は右方に緩やかに湾曲する道路であったから、適宜速度を調節し、前方左右を注視するはもちろんハンドルを的確に操作して進路を適正に保持し、交通の安全を確認しつつ進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、自車助手席ダッシュボード上のたばこを取るため脇見し、その間前方左右の注視を欠くとともに片手でハンドルを操作し、進路を適正に保持せず、交通の安全を確認しないまま漫然時速約60キロメートルで進行した過失により、自車を道路左側の路側帯部分に逸走させ、同路側帯上にちょ立していた宮川ミヨ（当時90年）を前方約7.6メートルの地点に迫って初めて認め、同人に自車前部右側を衝突させ、よって、同人をして、そのころ、同所において、左顔面粉砕骨折、左骨盤骨折等により死亡するに至らせたものである。

(2) 被告人の供述調書によると、

「時速約60キロで〇〇市方面から〇〇町方面に進行していました。現場は

ほんの少しですが、下り勾配になっておりゆるやかな右カーブから直線になった場所です。」「私が①点の時、タバコを吸おうと思い、左側助手席の前にあるダッシュボード上に置いていたタバコ、キャスターに目をやり手を伸したのです。しかし、タバコが一番左側の方にありましたのですぐ取ることができずかなり体を伸し、ようやくタバコをとることができたのです。私がここでタバコの方にわき見したのは見通しが良くなり大丈夫だと思ったからです。」「私はその時外側線の方つまり道路の左端を走っていましたので“危ない”と思い、ブレーキを踏もうとしたのですが、どうすることも出来ず②点で私の車の左前部と相手の前部分が衝突しました」

実況見分書によってもほぼ供述通りの経過であった。

一、事件前後の精神症状

(1) ○○市○○町K病院（精神科）原口正人（仮名）医師によると

「昨年10月2日に初来院し、翌3日にも来院、10月13日から12月5日の間当病院に入院し、以後現在まで2週間に1回のペースで定期的に通院し治療を受けております」

「私が治療した初期の吉田さんの症状としては思考や論理の混乱と理性のコントロールの低下が認められました。一見すると異常には感じられないのですが、会話をつづけていくうち少しずつ思考や論理の混乱が表面化してきました」

「吉田さんは痔でもないのに“痔が悪い”といたり、目が悪くないのに“目が悪くなった”というなどの心気妄想の症状がありましたが、明確な幻覚や妄想は認められませんでした」

(2) 父、吉田隆志（仮名）によると

「10月2日の日にK病院に連れて行ったのです。私もその時その病院の先生から詳しい病名まで聞いていませんが“入院させる程のものではないですよ”と言ってくれ、私も実の病気は一種のうつ病だろうと思っていたし、入院させなかったのです。釈放されてから私も実の状態に気をつけていたのですが、実の言動におかしいと思えるところはなかった」、「夜、眠れな

いとか異常な言動をすとかいうことはなかった」

(3) 阿部真佐子（仮名）（事故の目撃者）によると

「私の方に向かって“救急車をお願いします”と言い〇〇町の方に走っていったのです」

(4) A警察署森田和男、藤川敦夫巡査（仮名）によると

「運転していたのは君か、どうして事故になったのかと質問したところ“はい、私です。〇〇町方面から走ってきて、ダッシュ・ボードの上に置いていたタバコをとっていたらすぐ前に相手の人がいた。どうしようもなくはねてしまった”と申し立てた」

すなわち、いずれの証言も事件前後に著明な精神症状があったことは認められない。

一、昭和60年3月23日精神鑑定書（原田正純）によると

「被告人は、犯行時、精神分裂病（単一型）に罹患していた。しかし、犯行と精神症状の間に直接的な因果関係を認めない。すなわち、犯行時、精神病によっては是非善悪を弁別し、それに基づいて行為する能力は（注・前記疾患のため）完全でなかったにしろ、喪失していた状態とは考えられない（心神耗弱）」としている。

一、面接時の主なる精神症状は、

第一に情意障害（人格障害と考えてもよい）「子供っぽく、深刻味なく浅薄、空虚。表面的で自己中心的、独断的、抑制困難、羞恥心、道徳心の喪失。注意集中困難、緊張持続困難、無欲、無気力、不関、投げやり、また不穏、落ちつきのない多動、気分易変などの情意障害」

第二に「思考・行動の解離・分離（ちぐはぐ、連合解離）および飛躍や唐突さ」

第三に「空笑、妄想知覚様体験、被害・関係念慮」であった。

一、責任能力

精神障害者の責任能力については専門家の間で若干の意見の不一致もあるが、大略、一致することについてみると、次のような場合には責任無能

力と考えられるようである。

①意識混濁が認められる場合、②知能障害が重度で判断や理解に著しい障害がある場合、③幻覚や妄想に強く行動が支配され、選択の余地がなく行為した場合、④興奮、錯乱状態、病的衝動行為によるものなどである。精神病に罹患している場合でも、症状は動揺するものであるから、その責任能力は一律でないと考えられる。犯行時の症状の程度によって、あるいは犯行の内容と精神症状の関係によってさまざまな程度の責任能力が認められる。

一、考察

被告人の事件時における精神症状は昭和57年の第1回鑑定時より悪化していたという証拠はなく、むしろ、軽快していた可能性さえ考えられる。したがって、責任無能力に該当するいずれの精神症状も存在していなかったと推定される。しかし、一方で鑑定時にも、さらに、事件前後の主治医であり、専門医である原口医師の証言によっても、精神分裂病による一定の精神症状が存在していたことは明らかである。それらの症状のうち、判断障害や緊張持続困難、抑制困難などは自動車の運転という行為に一定の影響を与えることは否定できない。事件はゆるやかな右カーブを60キロで走行中、左手を伸ばしてタバコをとろうとして、(被告人の陳述通りの動作は普通の成人の場合でも、姿勢を崩さずには手にすることはできない)姿勢を崩し、右手だけで運転し結果、車が左側に偏って人をはねたもので、判断や理解の障害や注意や集中の病的障害とは無関係のものであると考えられる。

ある行為が、はじめに想起され、立案され、準備され、実行され、さらに、臨機応変の対応や後始末など一連の流れの中で完成される場合には、行為者の総合的な判断や理解力障害、洞察力・計画性の欠如、注意の集中や緊張持続などの障害が行為の判断や実行に一定の影響を与え得るのである。しかし、本件の状況からみても、被告人の当時の精神症状からみても、その影響は大きくなかったと考えられる。すなわち、平常人においても

こり得る不注意、集中障害とほぼ同等のものということができる。事件の内容・状況と症状の関係によって責任能力は判断されるべきである。もし、そうでなければ、すべての精神病に罹患した者は責任能力が喪失または減弱しているということになって、現実から離れたものになる。

また、被告人は現在、入院加療の必要を認めていない。

一、結論

本件時において被告人は精神分裂病の症状が認められているが寛解状態にあって、その精神症状と本件との間に直接の関係を認め難い。したがって、被告には責任能力が喪失ないし耗弱しているとはいえない。

昭和57年11月30日

住所・所属 (略)

鑑定人 原田正純

(解説)

初め学習困難児、家庭内暴力に始まり精神分裂病で入院治療を受けた。精神分裂病の初期に学習困難や家庭内暴力を示した点は最近のこれらが問題になっていることを考えると注目されるが、本例において必ずしも典型的な精神分裂病ではなかったようである点も注目される。

現在の DSM-IV でみると精神分裂病の基準 A を満たしていないこと（一見、精神病と分らない、非典型例）、奇異でない内容の妄想などから妄想性障害 (297-1) と診断することができよう。しかし、分裂病型人格障害 (301-22) と診断することもできたと思われる。

犯行時は精神分裂病の寛解期にみられる深刻さの欠如、浅薄、表面的で空疎、独断的、倫理観・羞恥心の欠如、集中や緊張の持続困難、無気力、不関、思考の飛躍や解離、空笑、被害・関係妄想などから病前分裂病型人格障害であったとできる可能性もある。

このような例は強制的に入院が必要な程度ではなく、精神症状が認められるがその程度は軽く、通常、起りうる事件であり犯行との関係性が希薄と考えられた例である。したがってこのような例は責任をある程度はとらなくて

はならないと考えられる。再発予防には社会での支持システム(家庭や地域)が必要不可欠である。(未完)。